

ロ、コレラ、天然痘に罹つた時は、太い縄で板上を烈しく連打するか、或はバカチを伏せて板上を烈しく磨擦して耳を裂くやうな強音を出すと、悪鬼はこれに恐れ或は嫌うて逃げ出すといつて居る。
ハ、峠或は阪道の曲角には堂神といふのが居る。中には其處に小堂を設け鬼神の繪を捧げてあるところもある。此處を通る者は必ず下から古草鞋を杖の先きに引つ掛けて来ては此處に投げ上げる。或は下から手にして来た小石を投げ上げる。そして更に唾を三邊吐いて行く。さうしなければ鬼神がその人に附いて来てその人を倒すといふ。

獨脚鬼 獨脚鬼に關する思想は餘程深いものであるから特に調べて見ると、

所在について、荒涼たる野原、古寺の址などに多數の獨脚鬼は群集して居る。そしてこれ等の獨脚鬼には首領が居て他を支配して居る。獨脚鬼は暗夜に多く顯る。山麓や竈地に鬼火の見えるのは獨脚鬼の居る證である。

性質 獨脚鬼は常に金銀の捧を持つて居る。だから金錢などを心のまゝに出すことが出来る。又金銀財寶の有る所をよく知つてゐる。だから獨脚鬼と親しくして居ると金銀を授けられ、或は獨脚鬼の言葉を開けば金銀財寶の所在を知ることが出来る。獨脚鬼はよく鉦などを叩いて遊ぶことがある。又死骸などの人の嫌がるものを運んで悪戯を試ることがある。この悪戯を避けるには白馬の血を家の周圍に振り

撒いて置けばよい。

信 仰 獨脚鬼は崇りなどはしない。しかし悪戯を試みる。

獨脚鬼を利用すれば幸福が得られる。

祈子・祈病

祈子 愛子を得んとする人の願は、総ての願望の中にて最も強く、最も眞剣なものである。平素は何れの家にもある産神に對して人知れず心の中に於て、或は形に出して頻りに祈願する。一向効目の無いときは、『自家に産神が来て居ないのだ』として、子供の生れた家で下げて居た赤い唐辛を、竊かに取つて来て自家の擔下に下げて置く。或は産婦が出産のときに使用した下着を貰ひ受け（中には外に乾してあるのをんで来て）これを自分の腰に巻いて置く。

これでもまだ効がないと思ふと多産家で使用した食刀を、ひそかに盗んで来てこれで小形の斧を造り、（中にはこの小斧に七星を刻んだりして）人に知られぬやうに婦人が自分の腰に二つも三つもぶら下げて置く。この使用された小斧は母から娘へと譲り渡される。娘が嫁入の時、母から人知れず贈らるゝもの、中最も恩愛のこもつたものである。

この外尙ほ佛像や大石や大木などに祈る。

佛像は土地柄到るところに在るから、これには最も多く祈る。露佛像であれば多くは館を供へて居る。寺ならば錢を納めて寺で色々供物を用意して貰ふ。石窟庵の本尊佛は女の子を男の子に換えて呉れるといふので南鮮各地から信者が蝟集する。

大木には神が宿つて居る。この神が子供を授けて呉れる。大木の根元には誰がしたとはなし一つの台石が置かれてある。祈願者は先づ大木の周囲を掃き清め、そして手に小さき石を持つて、その根元にある台石の上を一心に磨擦しつゝ、祈願する。その時其の小石がビタリと台石の上に密着して動かなくなる。かうなれば靈顯があつたと喜ぶ。

大石にも神が宿つて居る。殊に孤立して居る大石が最も靈顯あらたかとされている。山に祈願するものも山頂や麓にある孤立して居る岩石に祈るので山全體を祈の對象としない。その祈の方法は、大木に祈ると變りはない。孤立の岩石を祈るといふのは、單に巨石崇拜の思想から來たか、或は生殖器崇拜の思想から來たか、或は他に依つて來る思想からか不明である。

慶州地方に於て岩石で最も崇められて居るものは、西面の明莊里・刀岩谷の刀岩である。その外西岳の龜跌・孝不孝橋の橋石・皇龍寺址の佛座石等も祈願者の絶えない處である。

祈病 病氣平癒の祈りは祈子と同様で大木・大石等に祈る。その方法も亦同様である。

尙ほ慶州郡西面坪里の女根谷については、祈子・祈病の風習はない。これは劣情を誘引するものとして、若し惡童等がこの溪中清水の湧出する個所に投石或は惡戯でも試みると、附近部落の處女が必ず素行を亂して他出すると稱せられ、部落民が嚴重に監視して居る。

童謠・民謠

慶州地方に行はるゝ童謠と民謠とに就いては、昭和七年九月の雜誌「朝鮮」に、數年前より大阪金太郎氏が李永春氏並に李敬分女史の援助を得て、郡内の山間部落方面より蒐集したる童謠・民謠を發表したものがあつたから、今これを左に掲記する。

童 謠

お前の頸が落ちるぞー。

(エタール……雌の蜻蛉をもつて、雄の蜻蛉を呼ぶ言葉、クワンイ／＼……交尾して居る蜻蛉を呼ぶ言葉)

一、蜻 蛉 つ り

エタール、エタール

蜻蛉よ、クワンイ／＼

十里の外へ出たならば

二、鳶

鳶よ、鳶よ、まはれよ鳶よ

サルガンの下の鼠捕つてやらう。

(サルガンせび…: 厨具を置く釣棚のこと)

三、小鳥

先に行くものは泥棒だよ

真中に行くものは兩班だよ

後に行くものはシャヌーだよ

(ンシャヌム…: 方言…: 常奴…: とは最下層の人を指す)

四、蝸牛

蝸牛、蝸牛、蛹れよ蝸牛

お前のおぢいさんが

犬の糞の畑で

つゝを打つて居るぞー。

五、棗

風よ、風よ、吹けよ

棗よ、棗よ、落ちよ

子供よ、子供よ、拾へよ

翁よ、翁よ、食べよ

六、青鳥

鳥よ、鳥よ、青鳥よ

緑豆の木に止まるなよ

緑豆の枝が折れたなら

青袍賣が泣いて行くぞ。

(青袍…: 緑豆で作った餅)

七、星

空にや星の数多い

北の河原にや小石が多い
田舎の家にや小犬が多い
乞食の着物にや虱が多い。

八、子守歌

其の一

ねん／＼犬々

前の犬もよく寐むる

後の犬もよく寐むる。

うちの坊やもよく寐むる。

其の二

眠れ、眠れ、早く眠れ

前の家の犬もよくねむる

後の家の犬もよくねむる

眠れ眠れ、早く早く、よく眠れ。

其の三 (泣く兒に對して)

六、文化思想

眠れ、眠れ、はよ眠れ

左道鎮に泣くなよ

左道鎮に眠れ兒よ

安東鎮にめゝしい

餅をやるから、はよ止めよ

(左道鎮、安東鎮…: 語呂より來た言葉)

九、宿

鳥は、鳥は、木の枝に宿り

蟹は、蟹は、穴の中に宿り

私のやうな子供は

お母さんの懐に宿る。

一〇、青小鳥

小鳥よ／＼、青小鳥

お前何にしに出て來たか

松や竹の青葉見て

春かと思つて出て來たら

粉のやうな雪降つて

私の脚をつめたくする。

一一、童子

南の窓、北の窓、皆開け放せば

碧く澄んだ、空高い九月の秋は

紅の楓葉、黄の菊花

山の仙人も降りて來た。

仙人の前には童子が居た

童子の前には鶴が居た

鶴の前には私が居る。

一二、銀の指環

鳳凰臺の下のおばあさんよ

銀の指環を私にくださいな。

何をこの娘があほらしい

男の孫をそちにして

女孫のお前に、やるものか。

一三、おもち

私のお父さんのおもちちは長い煙管よ

私のお母さんのおもちちは銀の指環よ

私のお姉さんのおもちちは針チ針指サ指サよ

私の下男のおもちちは太いチ襦サ袢サの兩脚よ

私の下女のおもちちは重いチ釜サの蓋よ

私ひチこりのおもちちは美しい花の箱よ。

一四、玉丹春

春よ、玉丹春よ

お前の指環は、誰からもろた

京城の兩班からもろた。

何んチいつて呉れた

立つて顔見せ、坐つて姿見せよ

と言つて呉れたのよ。

一八、栗 (二、三歳の子供をあやす時に歌ふ)

ワルガン、ダルガン、京に行き

栗を一斗買つて來て

釣棚の下に埋めて置くチ

頭をまるめた小さい鼠が

出たり、入つたり、皆食つて

たつた一つが残つたのを

皮をむいて父に上げ

澁をむいて母に上げ

中味は、私チお前で、分けて食べよう。

(ワルガン、ダルガン……鈴の音で、騎馬を意味し、子供を立たせ、前後に動かしながらいふ言葉)

一九、孤兒

京城の南大門に

茂つた枋樹の梢で

あんなに悲しく鳴く鳥よ

こんなに悲しく鳴く鳥よ

花が戀しくて鳴くのか

葉が戀しくて鳴くのか

花も葉も戀しくないけれど

幼き弟を脇に抱いて

遠いあの世に旅立つた

親が戀しくて泣くのよ。

両親共に居られた時は
嬉しく楽しく暮したが
両親うしなつたその後は
雪の積つた山の雄雉さなつた。

二〇、繼母

やさしい、そして、したはしい
私の大事なお父さんよ
私さいふ子供が可愛ならば
後のお母さんを貰ひなさるな。

母よ母よ繼母よ
バンマイは何處に置いて
ホンテイツケで私を打つの。

母よ母よ繼母よ

手は何處にやつて
その足で私を蹴るの。

母よ母よ繼母よ
黒い瞳は何處に置いて
その白い瞳で私を見るの。

(バンマイン……洗濯神、ボンテイツケ……砧を打つとき
衣類を巻きつける太い圓い木の棒)

二一、亭子

其の一

私のお父さんの通る道に
イルサンが亭子だよ。
私のお母さんの通る道に
サンガマが亭子だよ。
私の兄さんの通る道に

妓生のチマが亭子だよ。

私の姉さんの通る道に

銀のノリケが亭子だよ。

私の弟が通る道に

花の扇子が亭子だよ。

繼父通る道に

落雷の棒が亭子だよ。

繼母通る道に

麻殻の橋が亭子だよ。

(イルサンテ……よい傘、サンガマ……よい乗物、ノリケ

女子の佩具、チマ……裳)

其の二

私のお父さんの通る道に

日笠が亭子よ。

私のお母さんの通る道に

三重の嬌子が亭子よ。

六、文化思想

私が見さんの通る道に

妓生の裳が亭子よ。

私の姉さんの通る道に

花の嬌子が亭子よ。

私の弟の通る道に

花扇が亭子よ。

繼父の通る道に

古い喪笠が亭子よ。

繼母の通る道に

雷が亭子よ。

腐つた魚が、魚であらうか

繼母が、お母さんであらうか。

三二、月

心のないランプに火をつけるこ

一天の天空が、皆あかるい
明るい彼の月の光を
消すものは誰か

ちよみ浮んだ山の雲ばかりだ。

民 謠

一、留守居

お父さんは京へ行き
お母さんは晋州宅に行き
お兄さんは科擧に行き
弟は書堂に行き
お姉さんは里さとに行き
モソムは山に行き
番犬は遊に行き
ホンティツケは密陽に行き

パンマツチはトタクに行き
釣瓶は井戸に行き
古草鞋は塵溜ちりづりに行き
小犬こいぬ私わたし留守番して居たが
空葉そらばねらひに皆みなやられたよ。

(モソム：下男或は雇人、パンマツチ：碓うしを打つ棒、
トタク：碓の音、密陽に行き：語呂よりいふ言葉)

二、不具者ぶぐしやでも

私の耳は聾ろうでも
雷の音を聴き得ます。
私の腕は不具ぶぐしでも
三幅さんぷく衾きんはすぐ縫ぬい上げます。
私の目は盲めくられても
針はりに糸いとは通とおします。
私の脚は跛こつでも

便所には行き得ます。
私の鼻が缺かけ落ちて
物の香を嗅かぎ得ます。
頸くびの下のこの黒瘤くろしゅは
珍物中の珍物です。

三、囊

お日様を表飾あひざとし
お月様を表飾つきざとし
お星様をもつて縫ぬいひ上げ
虹をもつて周りを縁取り
大國八糸おほくにやちいの紐ひもを付け
大門前に掛けて置いて
上京する郡守さん
下京する郡守さん
囊ふちの見物けんぶつをして行きなさい。

囊ふちは價あはいくらですか
銀も千兩、錢も千兩
二千兩が其の價あです
囊ふちは如何にも立派りっぱだが
價あが高くて買かはれない。

誰たれが作りましたか
私の姉さんが作りました
この囊ふち下くだげて京城きやうじやうに
金の龜かめを見みに行きなさい。

四、嫁

姉さん／＼お姉さん
お嫁よめに行つてさうであつたの
そんなことお聞きなされるな
後生ごせいだから止とめて下さい。

僅かのごみに無理な嫁いぢめ
小言も多く當擦りも多い。

丸い／＼丸膳に

箸匙の置き方もむつかしい

小さい／＼砂鉢に

ご飯の盛り方もむつかしい

狐のやうな小姑に

ご挨拶もむつかしい。

五、孝 女

私のお父さん京城へ行つて

リボンミビネを買つて下された

私のお母さんは病氣になつたので

リボンミビネを皆賣つて

丸い西瓜に味よい眞瓜

それに色々おいしいもの買つて

お母さん呼びながら這入るこ
息も絶え／＼に待つて居た。

お母さんよ／＼

お好きなもの何なりお食べなさい

腰の細い胡瓜も買つた

粘氣のある餅も買つた。

ちよつと暫く臥て居たが

たうらう眠りが来て

お母さんの死を私は知らなかつた。

千歳トン／＼、私のお母さんよ

萬歳トン／＼、私のお母さんよ

私を置いて何處へ行つた。

坐つて一生終りませうか

立つて一生終りませうか

六、花

丸い／＼葵の花は

倉庫のまはりの飾よ

其の花の散るを悲しむな

明年の春には再び咲くよ。

日に向つて喜ぶ日向花は

大廳のうしろの飾よ

其の花の散るを悲しむな

明年の春には再び咲くよ。

美しい牡丹の花は

合廊の前の飾よ

その花の散るを悲しむな

明年の春には再び咲くよ。

今一度お目を開けなさい。

お母さんよ／＼

可愛相な私を置いて

さうしてそんな遠くへ行かれたか。

鶺鴒は何處へ處つて

水の入るを知らずに居たか。

船頭は何處へ行つて

舟の流れるのを知らずに居たか。

雄雞は何處へ行つて

夜の更けるのを知らずに居たか。

雌雞は何處へ行つて

卵を産むごみを忘れて居たか。

私のお父さんやお母さんは何處へ行つて

私の泣くのを知らないか。

(ビネ…簪)

丸い／＼水芹の花は

柵外の見ものよ

其の花の散るを悲しむな

明年の春には更に咲くよ。

悲しいな、我等の人生

一度逝つたら、いつ還るやら。

七、モソム(머슴)の歌

父母の遺産はあるでなし

社會の同情受けるでなし

勢、やむを得ず孤獨の身

モソム_{下男}奉公をいたします。

夜は更けて寂寞なるに

月光すらもなやみの色

あゝ悪魔の如き世の中よ
この涙で流れ行け。

八、科 擧

あなたのあの星は

立つた星か、坐つた星か

黄海大王の金の星か

李ソソナル、李ソソナルよ

サンウンの地の李ソソナルよ

京の科擧も有邪無邪。

嶺南の地を下りたら

前に見た幼き妓生

知らせ届いて出迎へても

俺にはそれが病になる。

俺についてたクソソナル等よ

俺が居ないにて悲しむな

二十年前から勉強して

科擧にかゝらない俺ぢやない。

(ソソナル…官名、サンウン…地名、クソソナル…母

可憐優或は娼優)

九、な き 親

向ふにある彼の亭子は

銀の亭子か、鐵の亭子か

ぶらんこの木に夏日の亭子

東の方にのびてる枝に

私の父母、私を生んで

竹の扇子を手に持つて

京の見物に出て行つたが

今に歸るこゝを知らない。

私の兄弟、皆の兄弟は

六、文化思想

なき親の墓の丘に

供物をまつて、うろ／＼

向ふの王竹さへも

節々うろ／＼

あそこの竹さへも

葉ごみ、うろ／＼。

10、二つの指環

生金、生金の二つの指環を

琥珀のやうに磨き出し

遠くで眺めたら月のやう

近くで見たら乙女のやう

その乙女が寐る部屋に

息の音が聞えたよ

さゝやく聲も聞えたよ。

いやな〜兄さんよ
嘘のお話、いはつしやるな
冬至晦日の雪の夜に
東の風が吹いて来て
障子の目張りがなつたのよ。

死にたい〜
低くて狭い温泉部屋に
砒酸の火を焚いて置き
竹の葉のやうな刀を含み
九種の薬を飲みくだし
十二種類の着物を着換え
絹の紐で頸をしめ
睡むるがやうに死にたいな。
お母さん、私が死んだなら

前の山にも埋めずに
後の山にも埋めずに
蓮花の畑に埋めてくれ。
太い雨が降つて来たら
かますで掩ふてくれ
細い雨が降つて来たら
筵で掩ふてくれ。

私の父母来ましたら
涙を落して下さいな。
私の兄弟来ましたら
涙を落して下さいな。
私の友達来ましたら
「私が違つた」と思はれて
蓮花一枝をやつて下さいな。

一一、鉄

道を、道を、道を行く時
鉄を、鉄を、一つ拾つた
拾つた鉄を、誰にやらう
鎌でも打たうよ。
打つた鎌を、誰にやらう
抹茶でも刈らうよ
刈つた抹茶を、誰にやらう
馬にでも食はさうよ
食はせた馬を、誰にやらう
妾でも、乗せやうよ

一二、金通引のチョッキ

通引、通引、金通引が
佐守別監の娘を見よみて

十二重の籬を越えたが
百兩で買った良いチョッキを
半分裂き破つてしまった。

鳥よ〜南國の鳥よ
僕の妻君知つたなら
何んと言つて答へよう
大丈夫の男子と生れ
其の答が出来ないものか。

後の東山段ちがひ
三斗落の竹林に
筆の柄を切りに行き
竹に引つかゝつて裂けたと言ひなさい。
そんなに言つても聞かなければ

小枝の多い桃の木に
桃の實摘みに登つたが
枝に引つかゝつて裂けたと言ひなさい。

一三、リボン

其の一

そんなに言つても聞かなければ
郡守の前でうろ／＼して
踏まれて裂けたと言ひなさい。

そんなに言つても聞かなければ
更に來なさい、更に來なさい
次の夜更に更に來なさい。

風鈴、風鈴、玉風鈴に
炬火の心に火をつけて
美しい明細の絲で
跡のないやう縫つて上げよう。

通引、通引、金通引よ
私のリボンは三尺三寸
姉さんのリボンは二尺二寸
私の手巾は三尺三寸
姉さんの手巾は二尺二寸
遊に行かう、遊に行かう
客舎の後に遊に行かう。

落ちたよ、落ちたよ
姉さんのリボンが落ちたよ
拾つたよ、拾つたよ
金通引がリボンを拾つたよ。

拾つたら私に返してね
赤ちゃんを産んだら
チョチャク／＼歩いたら
ひらり／＼つけてやらう。

其の二

竹を植えた、竹を植えた
水の中に竹を植えた
姉さんの竹は太い竹
私の竹は細い竹

姉さんの髪は二尺髪
私の髪は三尺髪
姉さんのリボンは土産のリボン
私のリボンは金箔のリボン
遊に行きませう、遊に行きませう
客舎の後園に行きませう。

六、文化思想

失つたよ、失つたよ
私のリボンを失つたよ
拾つたよ、拾つたよ
金通引が拾つたよ
通引、通引、金通引よ
拾つたリボンを下さいな。

前の林に地均して
瓦屋三間を建て、
颯の匂ふ其の部屋に
鷹の子の飛ぶ其の部屋に
風聲の音にぎやかな時
拾つたリボンを返ませう。

其の三

竹を植えた、竹を植えた
水の真中に竹を植えた

姉さんの竹は王行で

私の竹は筆竹よ

姉さんの髪は三尺三寸

私の髪は二尺二寸

姉さんのリボン^{リボン}は三尺三寸

私のリボン^{リボン}は二尺二寸

二人のリボン^{リボン}の端連らね
遊に行かう、遊に行かう
客舎のうしろに遊に行かう。

落ちたよ、落ちたよ

姉さんのリボン^{リボン}が落ちた

拾ったよ、拾ったよ

金通引^{金通引}がリボン^{リボン}を拾った。

通引、通引、金通引よ

拾ったリボン^{リボン}を下ださいな

リボン^{リボン}は私が拾ったが

無償^たでお前^{お前}にあげられぬ。

大きな釜^釜に、小さな釜^釜掛けて

夫婦^{夫婦}の生活^{くらし}をするときか

ジション^{ジション}の耳^{みみ}ミチマの耳^{みみ}が

觸^ふれてたのしく語るときか

其の時お前^{お前}にあげませう。

(ジション…通引(給仕格)の禮服、チマ…女子の下着)

一四、機織の歌

其の一

蓮さん^{蓮さん}／＼戸^戸を開けよ

絹^絹の機織^{機織}り見^見てもらう

放^{はな}して織^おるか、握^{にぎ}つて織^おるか

アイゴ立派^{アイゴ立派}に良く織^おれた。

その機^機わきに片^片付けて

隣^隣に遊^{あそ}に出^で掛^かけるこ

桃^桃の實^み一つ呉^くれたのを

食^くべずに埋^くめて置^おいたのが

翌^{あした}春^{はる}見^みれば花^{はな}咲^さき實^みが出來^きた。

上^あり下^さりの郡^{ぐん}守^{しゅ}さん

味^{あじ}がよいこで取^とつて行^いき

色^{いろ}がよいこで取^とつて行^いく

來^き年の春^{はる}になつたなら

布^ぬで桃^{もも}の實^みつゝみませう

其の二

チャルカツ、チャルカツ、織^おる機^機は

何^{なに}に仕^し様^{さま}ミの機^機織^おりか

六、文化思想

京^{きやう}へ行^いかれた兄^{あに}さんの

お召^{めい}しの道^{みち}服^{ふく}仕^し立てたの

残^{のこ}つた、たゞの一^{ひと}尺^{せき}を

チヨゴ^{チヨゴ}リ^衣の巾^{ぬい}にして見^みるこ

襟^{えり}もなければ裾^{すそ}もない

鶏^{けい}頭^{づか}の花^{はな}で襟^{えり}をつけ

鳳^{ほう}仙^{せん}花^{はな}で裾^{すそ}をつけ

薄^{うす}く織^お出し、細^こく織^お出し

見^み事^{こと}立^た派^はに仕^し立^た上げ

水^{みづ}車^{ぐるま}場^ばへ遊^{あそ}に出^でたら

桃^{もも}の實^み一ついたゞいた

食^くべて残^{のこ}つた其^{その}の種^{たね}子^こを

廣^{ひろ}い道^{みち}路^ぢに棄^すて置^おくこ

翌^{あした}年^{とし}には實^みが出來^きた

上^あり下^さりの郡^{ぐん}守^{しゅ}さんが

味^{あじ}がよいこで、色^{いろ}がよいこで

皆で食べた

娘よ娘、泣くなよ娘

來年からは包んで籠にこらう。

一五、苗拔の歌

押して、引いて

サトつかんで抜けよ

寧海、盈徳、チヨモゲ

ホミの手を動かせ

忠清道の忠の桃

枝も重くついでる。

江南の江の棗

いつばついでる。

(チヨモゲ……人手の多いこと、ホミ……農具)

一六、樵夫の歌

其の一

み山の小鳥

日の暮れたら、松林に飛んで入り

水底の小魚

日が暮れたら、藻にもぐりこむ。

我も早く仕事して

戀人の胸に寐に、行かう。

ヨフシアー、イフフフヤー。

其の二

東の山から登つた日も

西の山へ落ちて行く。

フヨシアー、イフフフヤ。

其の三

石を切り、木を切り

大きな客舎を建てた。

榮華を見よきて建てた。

榮華ごころか

思ひもしない

乞食が飛んで來た。

ヨフシアー、イフフフヤ。

其の四

深山の奥に降る雨は

誰をなくして悲しむか

深山の奥の僧さんは

松の小枝を杖にして

山から下りて布施を受け

上つて行きながら歌うたひ

下つて來ながら歌うたふ

君よ、君よわが君よ

私を棄て、何處へ行く

ヨフシアー、イフフフヤー。

其の五

六、文化思想

深山の奥の険しい道で
花を手折つて髪にさし
葉を摘んで笛を吹き
松の小枝を杖につき
古草鞋脱いで腰につけ
高い峠を越え行けば
何處の誰が、私をさがさう。
ヨフシアー、イフフフヤー。

一七、移秧の歌

其の一

京には、京には、木が無くて

竹節切出して、橋架けた

その橋を渡らうとしたら

クンゾルクン、ゾゾルクム、音が出た。

其の二

我が兄さんの羊皮のチョッキ
何處の乙女が皆縫うた
忠清道の乙女が糸をつくり
慶尙道の乙女が皆縫うた。

其の三

京の金の竹の下で
金の鳩が卵うんだ
青い團扇に、青糸の道布
花を見て通つて行く
花は奇麗だが
人の花には手をつけるなよ。

其の四

妾よ妾よ、我が妾よ、
草鞋脱いで、さうして行かりようか
莞草ワシヅクのケンギに麻のチョンで
ついて行きながら足支度。

遅いぞ遅いぞ
晝飯頃が遅いぞ
九十九間の炊事場を
廻つてしまつたら遅いぞ。

日が暮れた、日が暮れた
梁山の地に日が暮れた
芝よ、芝よ、金の芝よ
百年偕老を棄てて行くか。

提燈提燈よ、青糸の提燈よ
君の内房に燈をこもせ
君も横になり、僕も横になり
其の燈火、さて、誰が消す。

以上は慶州地方の山間部落に於て行はる、童謡及び民謡の意譯したもの數例を示したのであるが、斯かる童謡・民謡の一つ一つにも、何かしら民情風俗の一端が窺はれ、機微なる人心の動きが察せらるゝやうな氣がして頗る興味が深い。

勸農歌 尙ほ民謡の一種に勸農歌がありて、この地方に行はれて居るが、これは部落の各勸農が、その洞舎に農民を集めて、農事の指導を爲すと共に、この歌を誦せしめて、農民教育の一助として居るものである。

勸農家

어 화 농 부 소 년 드 라	이 내 말 삼 드 러 보 소	天下の百姓少年達よ、吾が言を聞き給へ
天 下 生 民 큰 근 본 이	농 사 밧 게 느 잇 난 야	天下生民の大源本は、農業を措きて何かあらん
聖賢君子 호연 기도	出 於 곡 기 하 약 시 니	聖賢君子ニ雖も穀氣より出でたるものなれば
야 인 들 인 업 첫 시 면	養 子 子 를 누 가 하 리	野人(農人)なくして、誰かよく君子を養はん
농 사 업 을 할 지 라 도	청 성 으 로 힘 쓰 하 소	たこへ農事を業とするも、眞面目にやるが第一なり
天 不 能 窮 力 稽 家 라	土 理 조 차 私 情 업 처	天不能窮力稽家にて、土地までも容赦なく
갓 한 田 畝 艾 치 하 되	懶 農 勤 農 현 수 허 다	同じ田畑を同じく耕すも、懶農ニ勤農の差は著し
東 作 西 成 지 어 내 여	秋 收 冬 藏 하 여 두 고	東作西成ニ勵み作り、秋收冬藏し置きて

祖先祭祀에로하며 父母奉養에로하고
 儲彼南畝妻子들과 七八眷口함예모와
 夫和婦順질진모양 穀腹綠食이던이요
 耕田鑿井네가하니 不識不知帝力이러
 堯之日月舜之乾坤 弊衣破冠엇던사람
 時和歲豐이時節에 翰衣破冠엇던사람
 어재되던오날아참 骨格이야壯大한들
 이집키집往來하니 顛于溝壑가련하다
 不勝飢寒枯悴영용 數語酬酌드러보니
 잠간안자療飢하고 若干識字배워셔니
 나도父母子息으로 사든외간蕩敗하니
 父母世業질로업고 遠近親戚은어나서
 배운업이업난지라 妻子외지分離하여
 죽도사도못한몸이 이리커리乞食하니
 各自圖生하자하고 此方彼方を乞ひ歩く
 아무罪도업것마는 此方彼方を乞ひ歩く

祖先を祭るに禮を以てし 父母を孝養するに時を失はず
 儲彼南畝妻子らに 七八の家族相團鑿して
 夫和婦順にて喜ぶさま 穀腹綠食は誰がおかけ
 耕田鑿井を自らやれば 王様のお蔭なるを覺らず
 堯の日月舜の乾坤 何れの時代もかくありき
 時和歲豐のこの時節に 弊衣破冠の或る男
 ゆうべも今朝も 食時毎に乞食せんこ
 家毎に訪れるあり 骨格や實に逞しけれこ
 飢寒に勝へずして焦悴したるさま 顛于溝壑もあはれなり
 暫らく座らせ飢を凌がせやりて 二三語來歴を問ひけるに
 我も人の子に生れ 若干の學問もしたりけるが
 父母の遺産自ら無くなり 家財道具も消え失せければ
 學びたる職業の無きが爲め 遠近の親戚に見離され
 死ぬも生くるも能はざる身の 妻子も相離れ
 各自圖生せんものこ 此方彼方を乞ひ歩く
 何等の罪も身に覺なければしも 吾の如き運命もあるものかな

어痛歎이사람아 自네또한드러보소
 天生萬民必授職이 士農工商은이로되
 그가온대富貴貧賤 재가지어하난배라
 父母教訓바다내야 仁義禮智덕을다가
 學優登仕하얏시면 千鍾祿을바들지라
 이린功名마다하고 淸風高節지취가켜
 居山居水하련이와 晝耕夜讀과할손야
 이난실로못할망청 工商末業하오리라
 괴를貴賤씨를아라 貨殖潤産하얏시면
 이도또한사업이라 行身處世당々커늘
 자네가흔사람이야 父母恩德배반하고
 嗜酒貪色방탕하야 自行自止업이업고
 博奕잡기이를삼아 不分晝夜분주다가
 그렇커러세월가고 敗家子弟질로되니
 자네貧賤자네하니 誰怨誰咎하오리요
 이린사람이린말이 世上사람거울이라

あゝ痛恨なり君よ 君亦我が言を聞き給へ
 天生萬民必授業は 士農工商のみなるも
 此の中にありて富貴貧賤は 自らの致す所なり
 父母の教訓をよく守り 仁義禮智徳を磨き
 學優登仕したらんには 千鍾祿を受くべし
 かゝる功名がいやならば 淸風高節を求めて
 居山居水もさるこゝながら 晝耕夜讀は廢すべけんや
 斯の如きは出來ずとも 工商の末業は能ふべし
 奇物や貴賤時を失はず 貨殖潤産したらんには
 これも亦事業なれば 身を處するに堂々たるものを
 君が如き人は 父母の恩に背きて
 嗜酒貪色放蕩して 何等職なく
 賭博かけごこをこゝし 晝夜を分たざる内に
 歲月は惜しみなく流れ去り 敗家子弟になりたれば
 君が貧賤は自業自得なり 誰をか怨み誰をか咎めん
 かゝる人のかゝる言の葉は 世の人の鏡なり

遊食遊衣일삼으면 사람마다이리되리

遊食遊衣を事すれば 誰も斯くこそなりぬべし

어화동村사람드라 농사일을根本삼아

야よ農村の人々よ 農業を根本にし

이런일을銘心하고 子孫의계경게하소

以上の例を肝に銘じて 子孫に警戒すべし

逆旅翁의이말삼이 善荒한배안이로다

逆旅翁の此の忠告가 善荒なこゝにはあらざるなり

訓蒙歌 勸農歌と同様に當郡内には次の如き訓蒙歌があつて、今も尙ほ各洞里に普及し、これが爲めに何程か地方風教に資する所があると見られて居る。

訓蒙歌

어화世上사람드라 父母恩德아라시라

世の人々よ 父母の恩がわかつたらうか

이天地가업섯시면 萬物인들어어나며

此の天地がなかつたなら 萬物がさうしてあつたらう

우리父母업섯시면 이내몸이어어나리

我が父母がなかつたなら 此の身がさうして生れ得よう

父生母育하단말삼 泛々이야드리시라

父生母育の教へは うはの空では聞かなかつたらう

우리父母恩德보소 三百날을胎에풀고

我が父母の恩德を見よ 三百日を胎内に懐いて

胎가행혀상할새라 一片誠心다드린다

胎が不幸にしていたみはせぬか あらゆる注意を怠らず

한몸으로두몸되여 고로온들병을알며

一人身が身二つになつてからは 苦を苦みせず

風寒에나상할새라 飲食에드랄이날가

風寒に冒されはせぬか 食物で腹を壊しはせぬか

一念으로조심하니 時刻인들이즐손야

専心氣を配つて 片時も忘れはしない

千辛萬苦일탈체와 이내몸이생기나니

千辛萬苦して十箇月になり 吾が身が生まれ出るや

날레손을잡히바다 男女귀별면커한다

捷い手附きで速く受け 男女の區別より先にする

우리父母질긴거등 잊고보고보고워내

我が父母の喜ばれるさま 笑つては見、見ては笑ふ

커지행혀不足할가 실흔飲食구대복고

不幸にして乳が不足しはせぬか 食べたくないのを無理に食べ

방이행혀냉습할가 마른대면갈며누퍼

床が或は冷濕しては 乾いた所を撰んで寐かせる

三年外지풀에안고 에이증지하난모양

三年の間懐に抱いて 無上に可愛いがるさま

玉이린가金이린가 이린보배어되잇노

玉なりや金なりや こんな寶がまたあらうか

귀히도며벼실할가 덕을다가君子될가

高貴な官職に付くか 徳を磨いて君子になるか

부귀功名하련이와 수원조차장원하쇼

富貴功名はするだらうが 首席登科せられたし

父母되고이린말삼 上下貴천다를손야

父母にしてかゝる言葉は 上下貴賤が異なるだらうか

어화世上사람드라 父母恩德삼자하면

あ！世の人々よ 父母の恩に報いんませば

泰山인들가뷔엿고 大海도가이엿다

泰山も尙ほ輕く 大海も尙涯がない

우리父母血肉으로 이내몸이생겨시니

我が父母の血肉で 我が身が生れたから

만분에드한분이나 父母恩德삼자하고

萬分の一でも 父母の恩に報いんものこ

父母몸을네몸하고 父母마음마음하야

父母の身を我身にし 父母の心を心にして

出必告와 反必面을 昏定신칭씨로 하고
 孝子칭심극진하면 皇天인들감운하사
 雪中에도 죽순나고 氷上에도 이어나니
 孝心으로 根本삼아 사람마다 이리하면
 王祥으로 착이 되고 曾參에게 비할지라
 어화世上사람드라 사람으로 생겨나서
 父母은 덕몰랐시면 不孝子가 第一되니
 世上최악만은 不孝子가 第一되니
 어화 不測이 사람아 父母 不孝하다 말가
 父母의게 不孝하니 兄弟友愛알가 분야
 너도 子息나앗시니 에이 증지하난 마음
 너의 부모도 너를 낳코 호말인들 다들 손나
 너게 너를 너안하는 너를 따라 갖치하야
 善은 아비 근엄습시 들날하기 남잡하고
 惡은 아비 근엄습시 방아수 중살 못한다
 가락오락 총사이고 날며 들며 논 킨다

出必告ミ反必面に 昏定晨省時を失はず
 孝子の誠心を盡せば 皇天までも感動して
 雪中でも筍が生え 氷中でも鯉をうる
 孝心を以て根本ミして 人皆斯の如くせば
 王祥にも肩を並べ 曾參にも比すべし
 あゝ世の人々よ 人ミ生れて
 父母の恩を知らずば 人間ミ云はれようか
 世の中の數多くの罪惡中 不孝者が第一になるから
 この不都合な人よ 父母に不孝ミは何事か
 父母に不孝であるから 兄弟の友愛も知る筈がない
 君も子を産んだから 愛之重之する心は
 君の父母が君を産んだ時ミ 毫末も異りはしない
 君に附添つた君の妻は 君の行動に見習つて
 老いた父の氣力なくて 野ら仕事はよう出來ず
 年ミつた母の元氣なくて 米つきも出來ないミ
 往きつ戻りつ小言を云ひ 事々ににらみ通す

조흔 飲食생기라면 이리척리간슈하고
 성한자속병든방자 살밤이면가려준다
 아히들리그릇한일 못본父母칭원하며
 兩時하난키의방은 아히출다근심하고
 外風만은父母방은 한씨불도할듯말듯
 너々지은약간농사 一年계량不足하니
 밭은말고죽은하라 슬씨업난眷口만타
 못기슬홀이러말이 아참키덕귀에드니
 느그부모광경보소 불상하고가면하다
 죽지못할 善은몸이 죽어지라원이로다
 여케子息업섯스니 善은남이갈곳업고
 출가女息남이로되 善은엄이할길업시
 사돈보기수과하나 불고엄치중종간다
 무상하다이사람아 目前前도생각하소
 너자속이長成하면 너를또한이리하리
 내일내가생각하면 내들아니한심할가

うまい御馳走があるミ 何ミかしてかくして
 健康な子供を病氣の如く 愛撫しながらやる
 子供達が悪い事をしても 見守りの足らざるを以て父母を責める
 朝夕温める自分達の部屋は 子供が寒いだらうミ心配し
 外風の沁み入りの激しい父母の部屋は 日に一遍の焚火もむつかしい
 年中働いた農業は 一年の糧食に不足するから
 御飯にせず粥にせよ 無用の家族が多過ぎるミ
 聞くに堪えないこれらの言葉が 朝夕耳に入るから
 君の父母のさまを見よ あわれにもいたましい
 死ぬに死ねない老いた身の 死ぬこみを願つて居る
 他に子がないから 老いた身の行處がなく
 出嫁の娘は他人であるが 老いた母は仕方なしに
 嫁の父母には氣兼ねするが 恥を忍んで度々行く
 もぎかしい此の人よ 目前に來るであらうこみを考へてみ給へ
 君の子が成長すれば 君も亦斯の如き目に遇ふであらう
 君の事を君が思へば 君のこみも又あはれではないか

사람마다 등자부채 억게우에안자시나
 暗室中에 숨은罪와 드러나게 못을니를
 역역히도 귀별하야 一々자새 기록하니
 이세상에 용서한들 죽은후에 업나大王
 무삼형벌을 줄알며 무삼환형할 줄아리
 이세상을 도라보니 생교라고 되고라고
 神仙갓흔 그사람은 孝子忠臣환생이오
 소가 된다말이된다 不孝不悌前身이라
 이도또한생각하면 내가안이한심한가
 어화世上사람드라 父母은 덕다 못삼고
 不孝한일或잇거든 改過천천속히하쇼
 이前罪가 잇다한들 戒과하면그은이라
 옛사람도 계과하야 孝子발천하엿시나
 부더 / 계과하야 不孝子가 되지말쇼
 逆旅翁이 々말삼을 증언부인도하노라

人皆腫を 肩の上に持つて居るから
 暗室の中に潜んでゐる罪に 外に現はれる程の悪い事を
 確然と區別して 一々皆記録するから
 此の世で赦されても 死後閻魔大王が
 如何なる刑罰を科し 如何なるものに生れ變るか知らない
 此の世の中をよく見れば 種々な驕子にのり
 仙人の如き人は 孝子忠臣の還生であり
 牛になり馬になるは 不孝不悌が前身である
 かゝることを亦思へば 君が亦あはれでないか
 あゝ 世の人々よ 父母の恩に報ひ得ず
 不孝なりしこゝがあるなら 過を改めて善人になりなさい
 嘗つて罪があつたにしても 改めればそれでよい
 昔の人も過を改めて 孝子になつたのが多いから
 くれぐれも過を改めて 不孝者になるなかれ
 逆旅翁は此の言葉を 繰り返し / 云ふ

警察

犯罪

本郡に於ける犯罪に就いて見るに、昭和六年に於ては 刑法犯の發生件數は千十四であるが、この内詐欺の二百一が最も多く、窃盜の百四十六、賭博の百二十六、傷害の百一、横領の八十七等がこれに次いで居り、特別法犯に於ては、發生件數二百八十六の内、自轉車取締規則の八十二最も多く、警察犯處罰規則の四十五、地方稅賦課規則の三十三、荷車取締規則の二十九等がこれに次いで多い。

犯罪種類別發生及檢舉件數累年比較表

刑・法・犯	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	發生件數	檢舉件數	發生件數	檢舉件數	發生件數	檢舉件數	發生件數	檢舉件數	發生件數	檢舉件數
公務の執行を妨害する罪	二	二	三	三	五	五	四	四	一〇	一〇
放火の罪	二	二	一	一	二	二	二	一	一	一
失火の罪	二	二	三	三	七	七	六	六	二	二
溢水及水利に關する罪	一	一	三	三	二	二	一	一	一	一
六、文化思想										

應しつゝある。向學心に富みて勤儉治産の心厚く、近時當局の指導奨励と相俟つて、教育・産業・衛生・交通等は、漸次向上發達の實績を擧げて居る。

衛生

醫療衛生

醫療機關 隔離病舎四、醫院七あり、醫生四十一人、産婆二人、看護婦二人、藥種商百十一、種痘認許員七人、獸醫六人となつて居る。昭和六年の種痘人員は内地人二百九人、朝鮮人一萬六千八百九十二人、計一萬七千一百一人に達し、阿片・モルヒネ・コカイン喫煙者、中毒者、癮者等はない。

傳染病患死者數

最近三箇年間

昭和四年	四三名(患者)	腸チフス	一五、猩紅熱	一八、デフテリア	二、赤痢	八	
昭和五年	六九名(患者)	腸チフス	五六、猩紅熱	五、デフテリア	五、赤痢	二、バラチフス	一
昭和六年	五四名(患者)	腸チフス	四四、猩紅熱	一、デフテリア	九		
死者數	昭和四年	一四名、昭和五年	一八名、昭和六年	六名			

行旅病死者數 (昭和六年)

區別	行旅病人			行旅死亡人		
	内地人	朝鮮人	外國人	内地人	朝鮮人	外國人
男	一	五	一	一	三一	一
女	一	二	一	一	八	一
計	二	七	二	二	三九	二

多く使用せらるゝ漢藥の名稱及効能 雙和湯・敗毒散・四物湯・大補湯・六味・八味湯等が使用さるゝが、雙和湯、敗毒散等重に風邪藥にして、その他は補血強壯劑にして概して効能を收めつゝある。

罹災及救助 屢々旱害の後を受け、細民の疲弊困憊眞に同情に堪へざるものがある。これが根本的救濟策として、永續的精神を以て一般に質實剛健、消費節約を勵行し、餘財の蓄積に力め、以て萬一の災禍に備へ、兼ねて生業に必要な資金の利用に資せしむることは、農村振興上亦緊切なることである。本郡に於ては昭和五年十月より各邑面一齊にこれが趣旨の貫徹を圖る爲め、備荒貯蓄組合の設置を企て、昨年一月これが完成を見るに至つた。各邑面備荒貯蓄組合に於ては、上記の目的を達する爲め、組合員各自毎年春秋麥収收穫後一箇月以内に、麥収各五升以上を義務的に十箇年間貯蓄すること、したが、現在に於ける郡内組合數一二、組合員數一四、九三六人に達し、相當の成績を擧げて居る。

飲料水の改良 飲料水は山間の一部を除くの外は良好と云ふことは出来ない。殊に慶州邑内、甘浦港等の

人口調査の地に於ては最も良くない。加ふるに水量乏しく衛生上極めて危険なるを以て、共同井戸の掘鑿に努めて居るが、尙ほ不充分である。上水道の設置を認め、昭和六年より工事に着手して居る。

七、經濟事情

七、經濟事情

農業

農政の沿革

この地方に於いて農業が夙くより行はれて居たことは、後述の新羅古墳發掘の農具に依りても窺はれるが、三國時代のことを録せる金富軾の「三國史記」にも、既に新羅始祖赫居西十七年に、王が妃と共に六部を巡撫して農桑を勧めた記事があり、或はまた新羅第二十二代智證王の三年三月に州郡に勸農の命を下し、始めて牛耕を用ゐて居るのである。しかも西川・牟梁川・南川及び北川の流域は地味豊饒で農耕に適して居る爲め、農業は終始一貫、本地方産業の中樞をなして居る。李朝時代の農事施設には、勸農機關として各洞里に一人の勸農なる係員を置き、勸農はその洞里内の老農を選びてこれに充て、洞里内農事の實地指導に當らしめ、各所に堤堰の設備を奨励して水利灌漑の便を圖つたのであるが、「慶州府邑誌」に據れば、當時の堤堰数は、陽南・陽北面を除きて、百二十六箇所、内周圍一千尺以上のものが二十一箇所を上つて居た。また先農壇は、農神として神農・后稷の二神を祭る所であるが、芬皇寺の南にあつた。立

春の日に豫め埋植し置きたる、各穀種の潤不潤を、勸農の手に依りて吟味し、以てその歳の豊凶を占ふのである。この祭事は府尹又は郡守自らこれに當り、地方農民擧つて式に参列する。祭事が終れば、農民は鉦を鳴らして豊年踊をおどる。春分の日は所謂播種祭、秋分の日は收納祭を行ふこと、なつて居る。

これは李太王甲午改革の際一時廢止されたるも、更に地方地主の有志者相謀りて、壇を狼山の北麓、舊城隍堂址に移し、立春堂と改め、官府の手を離れて行ふこと、なつた。

現在に於いても、農業は本郡産業の中軸にして、農産の豊凶とその價格の高低は郡勢の盛衰と民心の消長に至大の關係あるを以て、これが改良増殖に關しては始政以來特に指導獎勵を加へて居る。本郡は交通比較的發達し、文化の普及早きも、廣大たる平野に乏しく、従つて耕地の大集團せるものが少く、水利も一般に不便にして、農業組織は今尙ほ幼稚であると云はねばならぬが、氣候概して適順、地味肥沃、各種の農産物ありて前途有望の農産地である。農産物の主なるものは勿論米にして、大麥・小麥・大豆・陸地棉大根・白菜・大麻・小豆・綠豆・其他合計年産額七百五十萬圓に達し、本道屈指の農業適地である。

農業者數

昭和六年末現在農家戸數は内地人一二二戸、朝鮮人二九、六六五戸あり、内甲種地主二〇八戸、乙種地主六一七戸、自作五、八二三戸、自作兼小作八、三九三戸、小作農一二、二五六戸にして、自作兼小作以下

の細農は約二萬六千戸にして總戸數の七割七歩強を占めて居る。農家戸數の最も多きは西面三、五〇九戸にして慶州・内東・陽北・内南・外東・江西・江東・川北の各面は二千戸以上あり、最も少きものは見谷面の一、一七六戸である。内地人農家の多くは東拓移民にして、主として内東・江西・西面に集團して居る。

農業者數 (昭和六年末)

邑面名	内地人		朝鮮人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
慶州邑	七	三	八	三	一五	三
内東面	四	一七	四	二二	八	三九
陽北面	一	一	一	三	二	四
陽南面	一	一	一	三	二	四
外東面	一	一	一	三	二	四
内南面	六	一	六	二六	一二	二七
山内面	一	一	一	三	二	四
西面	三	二八	一	三	四	三一
見谷面	二	九	一	三	三	一二
江西面	二	二九	三	一六	五	四五

七、經濟事情

生活状態調査

三九六

江東面	三	八	二	二,011	四六九	二,五〇〇	一,〇〇五	二,〇三三	四七四	二,五八六	一,〇六六
川北面	二	一	二	一,八三三	三九	二,〇八三	一〇,一四八	一,八六五	三九	三,〇〇〇	一〇,一六二
計	101	三	三	三,844	二,四八三	三,九六五	一四,五三〇	三,七三三	三,四四四	三,九七七	一四,八四四

地主・自作・自作兼小作・小作・火田民農家戸數 (昭和六年末)

邑面名	地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	火田民	計
慶州邑	一〇一	七四	三二二	六〇五	一,四八五	—	二,五七七
内東面	一八	六三	五二四	八三三	九八四	—	二,四二二
陽北面	九	四二	一,三九五	九〇〇	一,一八〇	—	三,五二六
陽南面	三	二八	五五三	五一〇	五五〇	—	一,六四四
外東面	五	三一	三九三	八七五	一,〇三九	—	二,三四三
内南面	二	一〇三	三四四	一,一六一	一,六一〇	—	三,二三〇
山内面	三	一〇	一八一	五四九	七九六	—	一,五三九
西内面	一九	五三	六四五	一,三四七	一,六三三	—	三,六九七
見谷面	一	三五	二八四	三四八	五九一	—	一,二五九
江西面	二	七五	五二一	六三五	一,七〇五	—	二,九五八
其東面	一五	五一	三〇六	六一六	一,五二〇	—	二,五〇八
川北面	—	五二	三六五	七一四	九五三	—	二,〇八四
計	二〇八	六一七	三,八二三	九,〇九三	一四,〇四六	—	二九,七八七

耕地

昭和六年末耕地面積は畝一五、八七二・四反(一毛作畝一一、九五六・二反、二毛作三、九一六・二反)、田一二、〇三三・〇反、計二七、九〇五・四反にして、郡總面積約二割二厘に當り、農家一戸當耕地面積は畝五反三畝、田四反強、計九反三畝強となつて居る。耕地面積の最も廣きは、畝にありては外東面の二、一六八・四反にして、内東・内南・西・江西面は何れも千五百町以上、田にありては江西面の一、六〇一・六反にして、西面・陽北・内南・江東・川北の各面は何れも千町以上あり、最も少きは、畝にありては慶州邑の五五四・七反にして、田にありては陽南面の五一三・八反である。

畝總面積約一萬五千町歩の内、水利の比較的安全なるは約四千町歩にして、内東・内南・川北・陽北・陽南・山内方面に比較的多く、水利不完全の畝約六千町歩、全然天水畝約五千町歩あり、主として西・江東・川北面の地方である。

耕地面積表 (昭和六年末)

邑面名	土地臺帳登録耕地		田合計	土地臺帳未登録耕地	
	一毛作	二毛作		一毛作	二毛作
慶州	308.5	266.2	574.7	1.0	0.0
内東	1,610.7	330.3	1,941.0	1.0	0.0
陽北	975.1	310.3	1,285.4	1.0	0.0
陽南	668.5	195.2	863.7	1.0	0.0
外東	1,925.3	235.1	2,160.4	1.9	0.0
内南	1,242.5	533.0	1,775.5	5.0	0.0
山内	555.4	252.2	807.6	1.0	0.0
西内	1,023.2	761.0	1,784.2	2.5	0.0
見谷	555.4	177.5	732.9	0.0	0.0
江西	1,232.8	377.9	1,610.7	1.5	0.0
江東	877.6	240.3	1,117.9	1.0	0.0
川北	943.2	372.2	1,315.4	6.0	0.0
計	11,956.2	3,926.2	15,882.4	16.6	0.0

自作小作別面積表 (昭和六年末)

邑面名	自作兼小作 農の自作		自作兼小作 農の小作		自作農(地主 乙を含む)		小作農の小作	
	畝	田	畝	田	畝	田	畝	田
慶州	1,929.1	1,332.2	1,212.0	1,161.2	568.9	1,075.5	2,569.9	3,641.1
内東	5,332.1	3,717.7	5,404.0	2,525.3	2,752.3	7,912.1	5,541.1	3,364.0
陽北	3,372.5	3,846.6	3,330.7	2,952.1	3,661.1	3,332.5	3,332.5	3,332.5
陽南	1,002.7	1,332.2	1,527.0	1,340.0	3,332.5	1,486.0	1,848.8	1,066.6
外昭	4,921.1	2,322.0	5,512.0	3,332.5	3,332.5	1,540.8	6,056.6	2,727.7
内南	3,117.7	3,332.2	3,528.7	3,332.5	3,332.5	3,332.5	3,332.5	3,332.5
山内	1,272.8	3,332.2	1,528.2	2,887.7	1,370.0	1,001.1	2,332.0	1,126.6
西内	4,332.6	4,012.2	5,228.8	3,332.5	2,527.5	1,662.2	6,332.0	3,332.0
見谷	1,820.0	3,332.3	2,528.0	1,332.2	1,332.2	1,332.2	1,332.2	666.7
江西	2,370.0	3,332.1	3,332.2	3,332.2	4,332.5	4,332.5	7,061.1	5,928.8
江東	3,332.9	2,332.6	2,218.8	2,227.7	2,966.6	2,680.0	3,376.6	2,227.7
川北	1,332.5	1,332.5	1,332.0	1,332.7	2,332.3	2,332.3	2,332.7	5,928.7
計	38,822.9	22,920.0	41,512.9	33,009.4	33,729.0	22,427.3	48,866.6	33,673.3

米は本郡農産物の首位にあり、その作付反別は約一萬五千町歩、その收量最近五箇年平均に於て十五萬

八千五百四十五石、見積價額は約三百萬圓にして、右の内約五萬石乃至六萬石は大邱・釜山・内地方面に仕向けられて居る。米産額最も多きは外東面の二萬一千七百三十四石にして、内東・陽北・内南・西・江西・江東・川北の各面は何れも一萬石以上を産出する。尙ほ米・麥・大豆・其他重要農産物の各邑面別作付面積並に收穫高を掲ぐれば左の如くなつて居る。

米作付反別及收穫高表 (昭和六年末)

邑面名	作付反別			收穫高			一反歩收穫高				
	粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米
慶州邑	56,900	3,900	—	5,400	—	—	5,400	—	100	—	—
内東面	1,893,600	5,300	—	18,936	—	—	18,936	—	100	—	—
陽北面	1,234,800	2,800	—	12,348	—	—	12,348	—	100	—	—
陽南面	77,100	5,300	—	771	—	—	771	—	100	—	—
外東面	3,066,300	6,700	—	30,663	—	—	30,663	—	100	—	—
内南面	1,608,600	7,700	—	16,086	—	—	16,086	—	100	—	—
山内面	693,800	3,600	—	6,938	—	—	6,938	—	100	—	—
西面	1,755,300	1,800	—	17,553	—	—	17,553	—	100	—	—
見谷面	65,800	—	—	658	—	—	658	—	100	—	—

邑面名	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	大麥	小麥
江西面	1,597,700	—	1,597,700	3,600	—	3,600	100	—
江東面	997,400	—	997,400	5,900	—	5,900	100	—
川北面	1,077,000	1,000	1,078,000	7,000	—	7,000	100	—
計	4,672,100	1,000	4,673,100	17,500	—	17,500	100	—

麥作付反別及收穫高表 (昭和六年)

邑面名	作付反別			收穫高			一反當		
	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	大麥	小麥	
慶州邑	19,400	1,170	20,570	1,400	—	1,400	100	—	
内東面	657,200	1,800	659,000	10,600	—	10,600	100	—	
内東面	1,308,000	7,000	1,315,000	1,300	—	1,300	100	—	
陽北面	438,800	4,000	442,800	3,300	—	3,300	100	—	
陽南面	3,313,000	5,000	3,318,000	1,600	—	1,600	100	—	
外東面	836,000	—	836,000	1,100	—	1,100	100	—	
内南面	407,300	1,800	409,100	2,900	—	2,900	100	—	
内南面	955,200	1,300	956,500	1,100	—	1,100	100	—	

梨

栽培面積	長十郎 1,190本 晚三吉 876本 明月 707本 今村秋 300本 計 2,973本	收穫高	長十郎 78貫 晚三吉 1,200貫 明月 92貫 今村秋 1,350貫 計 4,999貫
------	---	-----	---

苹果

栽培樹數	紅玉 1,133本 國光 3,363本 倭錦 1,710本 祝柳玉 76本 旭風 90本 白龍 1本 其他 1本 計 6,634本	收穫高	紅玉 2,323貫 國光 3,577貫 倭錦 2,323貫 祝柳玉 1,270貫 旭風 1貫 白龍 1貫 其他 1貫 計 13,096貫
------	--	-----	---

桃

栽培樹數	上海水蜜桃 404本 天津水蜜桃 1,199本 魁 3本 其他 66本 計 2,299本	收穫高	上海水蜜桃 56貫 天津水蜜桃 1,870貫 魁 7貫 其他 55貫 計 3,077貫
------	--	-----	---

柿

栽培樹數	慶山盤柿 376本 義城合谷柿 55本 在來種 7,400本 計 8,331本	收穫高	慶山盤柿 95貫 義城合谷柿 115貫 在來種 7,041貫 計 7,851貫
------	--	-----	--

栽培面積	68本	收穫高	63貫
------	-----	-----	-----

葡萄

栽培面積	68本	收穫高	63貫
------	-----	-----	-----

蔬菜

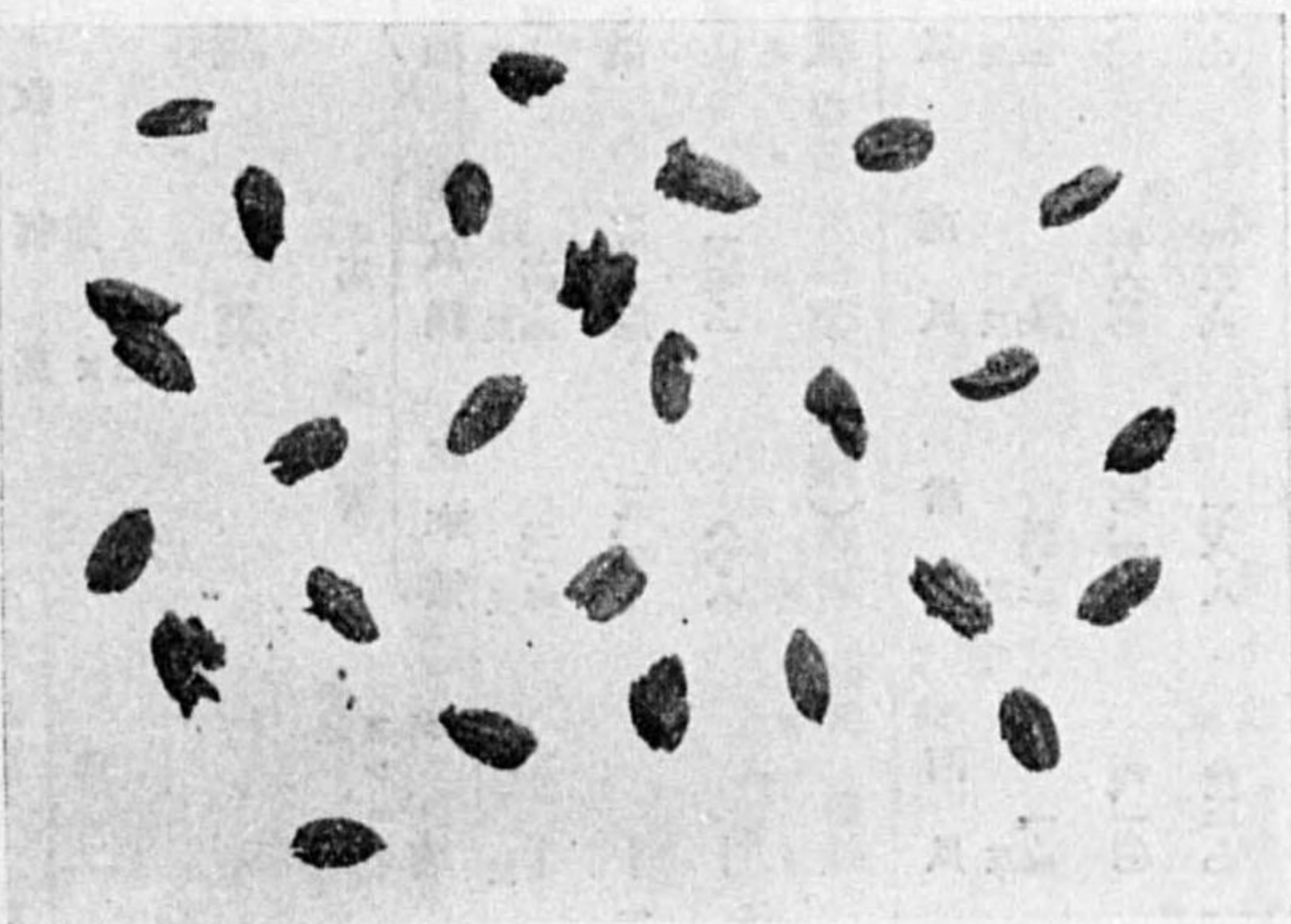
作付面積	優良種 208反 在來種 36反 計 244反	收穫高	優良種 1,499貫 在來種 2,133貫 計 3,632貫
反當收量	88.92 7.53 102.1 86.8	收穫高	1,511.5貫 1,511.5貫 1,511.5貫 1,511.5貫
作付面積	茄子 4反 胡瓜 5反 南瓜 7反 甜瓜 5反 西瓜 1反 大蒜 4反 蕃菽 4反 芹 1反	收穫高	360貫 360貫 100貫 178貫 610貫 3,96貫 3,673貫 9,000貫
反當收量	70 190 190	收穫高	190貫 190貫 190貫

産米改良・種子更新 本郡に於ける水稻優良品種普及反別は、昭和六年度現在一三、三六五町にして、米總作付反別の八割七歩に達して居る。これが種子の更新は、朝鮮産米改良増殖計畫に基づきて、一定の計畫を樹

立し、系統的採種番を設置し、その生産種子を以て更新を行はしめつゝある。即ち大正九年より昭和元年迄五箇年計畫、昭和二年より昭和四年迄第一次三箇年計畫をそれぞれ實施終結を遂げ、昭和五年より更に第二次三箇年計畫を樹立實行中であつて、昭和六年度に於ける實施成績を見るに、種籾交換數量一、九二〇石一〇二合にして、これに依る更新反別三、七三二町三反六畝となつて居る。

品種は従來穀良都・早神力の二種であつたが、早神力は漸次減少し、穀良都著しく増加の傾向ありしも、需要の變遷と當業者の覺醒による肥料の増施肥、

場三反、畿内三反五畝、早穀良都五畝計九反歩、これに要する經費六一三圓にして、邑面採種番は穀良都



(影撮氏稷廣光有) 新時代の籾

種の改善に伴ひ品種變更の要あるを認め、昭和六年度より耐多收系たる大場十七號、畿内早二二號の採種に努め、本種を以て主要米産地の品種更新を徹底せしめ、従來栽培し來たる穀良部を廢止し、前記二種に局限せしむる方針の下に昭和七年度系統的採種番を左の通り設置した。

郡採種番は穀良都二反、大

一七町、大場二六町、畿内三〇町一反、早穀良都三町五反、計七六町六反で、これに要する經費四、八五三圓二五錢である。

苗代改良 苗代の改良は産米改良増殖の根本にして、鋭意獎勵を加ふるの要切なるものあるも、廣汎の地域と農家に對し散漫的獎勵にてはその効簿きに鑑み、昭和二年より郡内主要産米面に對し相當の補助をなし、一箇所三反以上の共同改良苗代を設置し、濃厚なる指導を加へ、これが改良の徹底を圖り一般に



新時代の農具11、鎌11、手熊12、鋤13のあて

其の實益を會得せしめ、以て改良の氣運を促進し來たりしが、漸次その反別及び個所の増加を示し、昭和六年に於ては八七個所にして、面積二二町六反、共同人員七三四人に達した。尙ほ昭和六年より本道の方針に基き苗代改良五箇年計畫を樹立し、揚床簿蒔、肥料の改善、淺水育苗の四項目に付主力を注ぎ獎勵を加へたる結果、昭和七年に於

ては、全郡を通じ改良せざるもの殆んどなく、特に揚床、簿蒔の實施成績見るべきものが多い。

正條植 大正十二年よりこれが實行を獎勵し來つたが、當業者の自覺と作業の習熟とに依り、年次實行

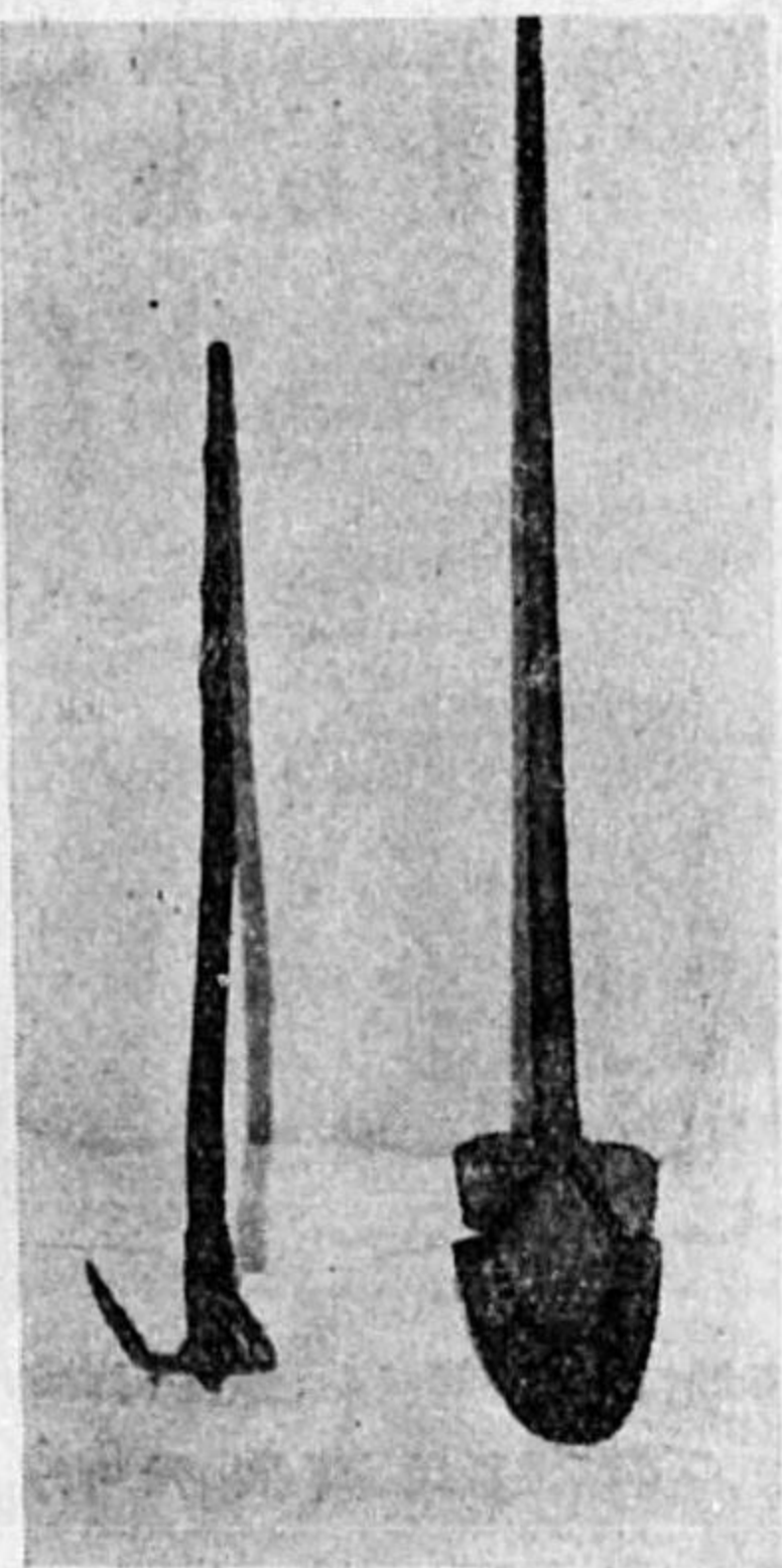
面積の増加を見ることがなつた。昭和七年の實施成績は正條植割合八割八歩四厘、片正條植割合一割一歩六厘にして水稻總作付反別に及んで居る。

赤米除却 朝鮮米の三大欠點たる赤米の除却は、最も緊切なる一大事項なるを以て、毎年苗代期中に於て一般農家は勿論、郡内公私立學校生徒を利用し極力獎勵を加へ、除却したるものは郡農會をしてこれを買収せしむること、した。

昭七七年に於ける除去實施成績を見るに、一般農家八斗九升七合、學校生徒三斗二升二合に達して居る。

が獎勵を加へたる結果 昭七七年一月末現在に於て、改良深耕犁一八五臺の普及を見、本年度に於ても郡農會より購入費の一部を補助し使用の普及を圖ること、なつて居る。

肥料獎勵 産米増收は肥料の増施に俟つ所頗る大なるを以て、本道自給肥料五箇年増産計畫に基き綠肥及び堆肥の増産増施を極力獎勵し、一方不足量を金肥に依り補足せんが爲め、昭和二年度より各邑面に農事



現存の農具(鋤)
有光氏撮影

深耕獎勵 耕地生産能力の増大を期するに、深耕の獎勵一層緊要なるを以て、昭和元年度より地方費又は農會より補助の下にこれ

改良低利資金利用組合を組織せしめ、郡農會の斡旋に依りこれが利用を促がし、金肥の購入使用を獎勵したる結果、年々利用金額の増加を見、昭昭六年度に於ては五四、八二六圓にして、同七年度に於ては七月末日現在五五、二〇八圓に達した。

多收競作會 産米改良増殖の最終目的を達成せしめんが爲め、郡農會をして、昭和五年度より多收競作會を開催し、郡内主要産米地の篤農家をして一反歩以上の出品を爲さしめ、苗代より本苗耕種管理等の改善を實行せしめ、その成績を審査し成績優秀なるものを表彰し、以て産米改良増殖事業の助成を爲さしめたる結果、その成績見るべきものがある。今昭和六年度に於ける成績を見るに、最高坪當収量三升一合三勺、反當換算収量九石三斗九升にして、最低坪當収量二升五合八勺、反當換算収量七石七斗四升である。本年も引き続きこれが開催を計畫して居る。

改良農具普及 改良農具と産米改良とは絶對不可離の關係あるも、これが普及は相當の資本を要するを以て、先づ産米改良指定面に集中購入せしめ、然る後漸次他に及ぼす方針を取つて居る。改良農具の内、廻轉稻扱器は五戸に一臺、唐箕は十戸に一臺を準備せしめることにして居る。昭和六年末現在普及の狀況は左の如くなつて居る。

灣形稻扱器五〇九臺、廻轉稻扱器二、二六二臺(内動力用二臺)、唐箕九四一臺(内動力用五臺)である。

産米改良指定面 廣汎なる地域に亙り少数の人員にて各種の奨励事業を徹底せしむることは困難なるを以て、當局の方針に基き産米改良指定面を選定し、三箇年計畫にて改良農具の普及、籾乾燥調製の改良に關し濃厚特別の指導奨励を加へ、以て他に範を示すこととし、大正十二年より西面、同十五年より外東面、昭和四年より内東面、内南面をそれぞれ選定し、農家十戸又は二十戸を以て産米改良契を組織せしめ、改良農具購入補助の如きは努めてこれに振向け、契をして共同設備を爲さしめた。昭和六年現在に於ける産米改良契の数は左の如くなつて居る

西面九七契、外東面一八〇契、内東面一一五契、内南面一一五契、江西面一〇契

田作改良 本郡に於ける田面積は一萬二千餘町歩にして、主なる作物は麥・大豆・粟等である。これが改良増殖は、農村の開發振興に至大の關係あるのみならず、農家食糧の充實を圖る上に於て、最も重要な事項なるを以て、大正十四年より優良品種普及五箇年計畫を樹立して實施し、昭和四年度を以てこれが終結を遂げ、昭和五年より更に五箇年計畫を樹立實施し來つた處、昭和六年度より本府の方針に基き、田作改良増殖十二年計畫を樹立し、着々實行に進みつゝあるが、その計畫の内容及び實施狀況を示せば左の如くなつて居る。

麥作擴張 昭和五年度に於ける大麥作付面積は番三、七八六・七反、田一〇、八五一・三反、計一四、六

三八町にして、これを基礎として昭和六年より同十七年迄三、二四〇町、即ち番三、二一五・四反、田二四・六反の擴張をなし、計畫實施後に於て總反別一七、三七八町に達せしめんとして居る。毎年擴張反別は二七〇町餘にして、昭和六年秋期より實施したる結果、新規擴張實施反別番二七二町、田二町五反、計二七三町五反である。

優良品種普及 大麥優良品種普及計畫の基礎反別は七、九六六町にして、毎年七五〇町歩の普及をなし、昭和七年度より同十七年迄に完了することとし、計畫内容としては系統的採種番を設置し、郡を三等分して普及を圖ることにして居る。昭和七年度實施中の狀況は郡採種田一町一反六畝、邑面採種田二三、三反となつて居る。

大豆優良品種普及計畫の基礎反別は三、一九二町にして、毎年四五六町の普及を圖り、昭和十一年より同十七年迄に完了の豫定で、大麥同様系統的採種田を設置し、郡を二等分して普及を圖ることにして居る。

小麥優良品種の基礎反別は一六八町にして、毎年二四町宛實施を爲し、昭和十一年より同十七年迄に完了することとして居り、實施内容は大麥同様である。

粟優良品種基礎反別は二四〇町にして、一箇年一二〇町宛實施し、二箇年を以て完了することとし、實

に對し獎勵を加へて居る。昭和六年度に於ける實施成績を見るに、獎勵該當面は西面の全部、外東面の一部にして、その四、二〇〇戸の農家に對し獎勵を加へたる結果、總生産數量一、〇九二、五〇〇貫、反當二一〇貫に達した。昭和七年度に於ける實施該當面は前年度實施面の外、内東の全部、内南の一部を加へ目下極力獎勵して居る。

収産増 本郡に於ける穀用収は年産額三十三萬枚にして、農家の副業として最も有利なるを以て、本年度より一層増産獎勵を圖るべく計畫を樹立し、農會に専任技手を設置し、専らこれが生産の増加と品質の改善向上に當らしめて居る。獎勵方法として生産農家二〇〇戸を新規選定し、収製造機二〇〇臺を購入配付して濃厚なる指導を加へ、今後三箇年を期し年産額五十萬枚に達せしめんとして居る。昭和六年度に於ける生産數量は四六〇、二二三枚にして同販賣價格六三、〇〇七圓に達して居る。

棉作 本郡に於ける棉作は文獻の徴すべきものなく、以前の棉作の状況は知る由なきも、大正初年の状況より推測して、棉作は自給自作の目的を以て局部的に僅かに在來棉を栽培せられたるもの、如くである。陸地棉の獎勵は大正七年第一期計畫完了し、同八年本道棉作獎勵第二次計畫に應じ、十箇年計畫を樹立し作付反別の擴張反當收量の増加を期して居る。

昭和五年度以降に於ける棉作獎勵は集注的方法に依り、主として反當收量の増加を圖るを主眼として計

畫を樹立せるものにして、昭和七年を期し作付反別千四百町歩を維持し、收穫高百四十六萬斤となし、その内販賣高六十六萬斤を畫し、これが達成を期する爲め、郡指定里洞及び指定面を施設し、これ等特殊區域に於ける一戸當反別の増加と反當收量の増加に努めて居る。今昭和六年に於ける實績を記せば次の如くなつて居る。

棉花作付反別及收穫高 (昭和六年)

邑面名	作付反別	收穫高	反當收量	販賣高
慶州邑	六一・三	三八、〇一六	六二	一、一七七
内東面	七一・九	四三、八五九	六一	七四
陽北面				
陽南面				
外東面	七八・二	五三、八七〇	六八	一一、九五八
内南面	一〇三・九	六七、五三五	六五	三、〇一五
山内面	五一・九	三三、七三五	六五	四、七三二
西内面	一、六九七	一一三、一四〇	六六	一一、七三一
見谷面	一四四・二	九八、〇一六	六八	二二、九七〇
江西面	二二〇・八	一五一、二四八	六八	五三、八七六

七、經濟事情

四一五

指導奨励を爲して居り、郡農會に於ては農業係技手八名を配置し、郡職員と相策應し、事業の改良促進を圖りつゝある。郡内に耕地面積廣く、産米の改良増殖上有望なる内東・西・江東・江西・陽北・外東及び内南面の七箇面には面技手を設置せしめ、産米改良その他に關する指導に當らしめて居る。

勸農機關

一、名稱 慶州郡農會

一、創立 大正十五年三月十七日

一、會員數 二七、四〇〇人

一、事業

農業の指導奨励に關する施設

農業に従事するもの、福利増進に關する施設

農業に關する調査研究

農業に關する紛議の調停又は仲裁

其他農業の改良發達に必要な事項

一、豫算

昭和七年度豫算額

收入

會費	二〇、四三五
使用料及手数料	二、九三八
財産收入	三三
雑收入	九一八
經常部計	二四、三二四

經常部

支出

會務費	三、三五〇
事務費	二一三
七、經濟事情	

經常部

臨時部

繰越金	一、四〇〇
補助金	六、八二三
委託入金	二八〇
借入金	一
負債擔當金	三〇〇
米穀管理費	九三二
臨時部計	九、二四七
臨時部總計	三三、五七一

臨時部

積立金	二〇〇
貸付金	一
四一九	

臨時部

生活状態調査

事業費	二六、八一	臨時部計	二〇一
基本財産費	一〇〇	支出總計	三三、五七一
會費取扱費	六一六		
道農會費	一、一〇〇		
雜支費	二〇七		
豫備費	九七三		
經常部計	三三、三七〇		

小作慣行 朝鮮の小作慣行に就いては、朝鮮總督府最近の發行に係る「朝鮮の小作慣行」があるが、いま本書中より慶州郡に関する資料を摘記し、その要領を示すと次の如くなつて居る。

小作契約締結の形式

口約束に依りたるもの 小作證書に依りたるもの
 〇、七五〇 〇、二五〇

地主 五 小作料を前納する地主小作人の數
 小作人 一七三

地主の居宅 二一 地主の居宅の一部若くは特殊家屋の貸與戸數
 特殊家屋(壇、寺院其他) 一八一、二二三

小作農一戸の所屬地主及小作地面積の大小

地主數	最多 七人	小作地面積	最大 六〇〇反
	普通 二人		普通 五〇反
			最小 一〇〇反

() 内は内譯たる田とす

最大小作農の營農狀況

小作人の住所氏名	外東面・朴	小作地面積	内 田 畝	家 族 總員數	男 八人	女 二人	雇 傭 人數	三	小作地の自耕作及轉貸面積	自耕作地 田 畝	轉貸地 田 畝	備 考
			其他 一	勞働員數	男 二	女 一						小作契約書あり

定期小作と不定期小作との割合

期間の定なきもの	〇、八五〇	期間の定あるもの	〇、一五〇
期間の定なきもの	〇、九三〇	期間の定あるもの	〇、〇七〇
期間の定なきもの	〇、五〇〇	期間の定あるもの	〇、五〇〇

現物納・代金納・金納小作の割合

七、經濟事情

生活状態調査

三、執租の場合

大豆	0.60	7.10	大豆	0.60	7.10
大麦	0.90	8.10	大麦	0.90	8.10

口、普通に行はるる代金納反當小作料の實例

最近五年間の實納小作料

種類	数量	平均實納小作料金額					種類	数量	見積金額
		昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年			
大豆	0.70	8.40	11.00	11.50	11.00	1.00	?	?	
大麦	0.90	8.10	9.00	9.00	8.50	大豆	0.60	8.10	
						大麦	0.60	8.10	

ハ、普通に行はるる金納反當小作料の實例

種類	数量	自昭和元年至昭和五年平均實納小作料金額					種類	数量	見積金額
		昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年			
大豆	0.70	8.40	11.00	11.50	11.00	大豆	0.60	8.10	
大麦	0.90	8.10	9.00	9.00	8.50	大麦	0.60	8.10	

桑園小作料の實例

種類	数量	自昭和元年至昭和五年平均收穫高					種類	数量	見積金額
		昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年			
大豆	0.70	8.40	11.00	11.50	11.00	大豆	0.60	8.10	
大麦	0.90	8.10	9.00	9.00	8.50	大麦	0.60	8.10	

大豆	0.50	0.50	青刈大豆	1.00	1.00
----	------	------	------	------	------

行はるる場所

地主小作人数
地主小作人数
耕地
起原
普通小作と異なる要點
一、永年小作と公課地主負擔

小作の利弊
小作人は同
上利あり

慶州郡慶州邑校里	一	八	三六〇	一九〇	同	同
慶州郡内南面栗洞、望星、伊助、月山、德泉各里	六	三〇	三三三	二二三	同	同
慶州郡見谷面下邱、南沙來合各里	二	三	三三〇	二二〇	同	同
慶州郡西面乾川里	二	三	四〇〇	五〇〇	同	同
慶州郡山内面外七里	二	二	〇六	一	同	同
慶州郡外面入室、九於、淵安、開谷各里	五	二	一三〇	二〇	同	同
慶州郡内東面東方、南山、普門、排盤、旺谷、九政、進峴各里	七	六	四三〇	六〇	同	同

七、經濟事情

生活状態調査

慶州郡北面龍江、毛兒、吾也、障城、東川、北軍各里	八	三	一八・五	六・三	同	同	四二八
慶州郡江東面内一圓	六	六	二六・〇	八・〇	同	同	同
慶州郡江西各里	七	六	四〇・〇	二・〇	同	同	同
慶州郡陽北面魚日、甘川各里	二	五	五〇	〇・三	同	同	同
慶州郡陽南面羅山、石邑、上溪各里	四	三	一・九	〇・三	同	同	同

一、沓の小作料

種別	小作地面積	現物納		反當換算額
		小作料の種類及額	額	
個人地主	(一、五戸) (七斗落)	改良粳	七石	

一、小作に関する覺書

小作人より地主に手交せる舊文記

賭 只 手 票

慶州仁洞坪時耕沓十斗落着實勸農毎年地之所出半分着實奉納如右成文爲事

票主 孫

某 印

地主小作人の連署せる舊文記

明文

右明文事段慶州斗金坪庚字沓拾五斗落時耕沓許給小作着實邊作穀收定期納入茲以成文之事

丙午二月十日

票主 地主 李 某
票主 作人 金 一 龍 宅 印 印

一、小作地管理契約證書

地主より管理人に手交せる舊式文記

永川郡花山面岩基洞所在庄土合音差定事

丁巳至月初五日

慶州郡西面某里
地主 崔 某 印

一、慶州郡管内、管外地主の小作地面積の凡その割合 (昭和五年)

郡内地主の小作地	道内地主の小作地	道外地主の小作地
八・八割	〇・五割	〇・七割

一、地主の種類に基く小作人数

慶州郡内朝鮮人經營の會社農場・内地人經營の會社農場・内鮮人共同經營の會社農場・内地人個人地主・寺領地・宗契地・其他
契所有地・郷校地・面有地・部落有地・不在地主の區別に依る小作人数

七、經濟事情

生活状態調査

四三〇

鮮人会農 内地人会農 内鮮人会農 内地人個地 寺領地 宗契地 契所有 郷校地 面有地 部落有地 不在地主
 一、七五戸 一、七五戸 五戸 一、〇〇五戸 一三戸 六戸 七戸 一三戸 一三戸 六戸 六、五五九戸

一、地主、自作、小作農中雇傭労働者を有し農業經營を爲す農家戸數

年雇者(モスン)を有する者

地主(甲・乙)		自作		自作兼小作農		小作農		モスン
一人	二人以上	一人	二人以上	一人	二人以上	一人	二人以上	總數
三〇〇	三三三	九一	一七三	二、〇〇三	三三	三、四七六	九五五	一、〇〇三

一、家屋と宅地及宅地のみ借入居住する小作農戸數

家屋及宅地を借入戸數

宅地のみ借入戸數

五一九

二、二九八

計 二、八一七

一、家屋、宅地又は地主宅の一部を無料貸與せらるる小作農戸數 (昭和五年)

家屋貸與戸數

宅地貸與戸數

家屋と宅地貸與戸數

地主宅の一部貸與戸數

四

五

三

計 一二

一、自作農及小作農民中の春窮民及賃銀労働を爲す小作農戸數 (昭和五年)

春窮状態にある農民戸數

自作・自作兼小作・純小作農家戸數

自作農

小作農

計

九七

三、三三三

五、〇〇九

計

九、三五九

自作農

小作農

計

六、一〇八

九、八二一

計

一五、九二九

生活困難にして賃銀労働をなす小作農民戸數

六、五五九

一、小作農の借財戸數の割合及借財額

借財戸數の割合

普通借財額

最高借財額

借財額の多きもの

六三%

二八円

三八五円

自作兼小作農

一、春 季

苗代準備及作床手入管理

灌溉排水溝の改善及浚渫

稲挿秧の準備

養蠶其の他副業實行

棉の播種

造林植樹

田作林の播下手入

二、夏 季

稻の挿秧及手入管理

田作物の栽培、收穫、調製

堆肥その他自給肥料の増製

乾草製造

七、經濟事情

四三一

生活状態調査

養蠶その他副業實行

林野の手入

棉の摘芯、除贅芽

三、秋季

稻の收穫

田作物の收穫播種

養蠶其他副業實行

棉の收穫

各作物の播下

四、冬季

繩込等副業の實行

種子の粒選

農蠶具の整備及製造

翌年の農業計畫

農家の年中行事

一月

蠶製品の製造

農事作業の準備

農作物種子の粒選々擇

種親交換

蠶具製造

害虫驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

害蟲驅除

二月

其他一般副業の勵行

蠶製品の製造

農事作業の準備

農作物種子の粒選々擇

畚の春耕

苗代の設置準備

畚田の修理

農事經營の計畫

桑園の肥培耕耘及桑苗の植付

楮の植栽準備

蠶室蠶具の修理準備

竹林改良増殖

鶏卵孵化育成

田作物手入及追肥施用

苗代の設置

麥の耕耘管理

田作物の播種及手入

桑田の除草

本畚の整地

苗代の手入管理

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

田作物の播下

五月

七、經濟事情

七、經濟事情

生活状態調査

六月

春蠶種の掃立
水稻の挿秧
田作物の播下手入
桑田の除草

麥の收穫
粟の播種(大豆)
春蠶繭の收納

七月

畚の除草手入
田作物の肥培管理
堆肥其他乾草の製造
林野の手入

八月

桑樹剪定
畚の除草稗技
田作物の肥培管理
堆肥及び乾草の製造
桑田の除草

九月

秋蠶種の掃立
棉作摘心除贅茅
紫雲英播種準備及播種
畚の除草稗技
田作物の肥培管理
秋蠶の上簇
棉作摘梢

十月

稻の收穫準備
田作物の收穫
蠶具の洗滌整理
白棉調製の準備
麥の播下
ヘアリベッチ播種
紫雲英防寒設備
稻の收穫

十一月

田作物の收穫
桑田の耕耘施肥植付
各作物の肥培管理
白棉の調製
稻調製
大豆粒選
格植載

十二月

籾米の收納保管
田作物の收穫
白棉の製講
繩臥筵その他製品調製
各作物の追肥
防寒(作物)
種籾交換

七、經濟事情

畜産

畜産状況 本郡の畜産中主なるものは畜牛及び鶏にして、特に畜牛は古來より慶州牛として遠近にその名高く、現在は畜牛總數二萬七千八百三頭、内牝牛一萬三千七百四十頭、牡牛四千百三頭にして、各邑面牝牛分布の状況を斟酌し、管内優良なる種牝牛百六十四頭を選抜配置し（牝牛六十頭に對し一頭の割）、以て畜牛改良増殖に努め、一箇年の生産六千二百五十一頭、郡内消耗屠殺千二百五十六頭、斃死百三十一頭、計千三百八十七頭にして、年々四千八百頭内外は郡外に出るのであるが、農家十戸に對し六頭、耕地二町一反歩に對し一頭の割合に過ぎず、營農上に支障を來して居る。殊に引續く財界不況の影響を蒙り、畜牛減少の傾向を示したるも、畜牛増殖方針に依り、耕牛貸付及び低資金融通豫託牛の貸付等を実施し、これが増加に努めつゝある。

鶏は畜牛に次ぐ地位を占め、最近特に養鶏思想の普及と共に益々副業養鶏の有利なるを覺知し、現在總羽數四萬八千二百九十三羽を算し、内改良種二萬六千三百五十三羽、約六割に達し、農家戸數に對し飼育戸數五割四分、農家十戸に對し十八羽強にして、漸次普及を見つゝある。而してこれが奨励機關として養鶏組合及び養鶏部落を増設し、本組合は鶏卵共同販賣を開始し、生鶏卵の販賣斡旋を爲し以て改良普及に努めて居る。

家畜及家禽表

邑面名	牛		馬		騾	驢	豚	山羊	鶏	
	牝	計	牝	計					雄	雌
慶州邑	3,070	4,433	5	9	1	1	2	1	1,557	3,000
内東面	3,595	6,861	1	2	1	1	5	8	1,977	3,400
陽北面	3,033	5,268	3	7	1	1	1	0	1,443	2,800
陽南面	3,655	5,533	4	14	1	1	1	1	1,219	2,400
外東面	3,555	5,433	6	11	1	1	9	1	1,300	2,600
内南面	4,333	7,777	3	7	1	1	6	3	1,300	2,600
山内面	3,755	7,033	4	6	1	1	1	1	1,044	2,088
西谷面	6,000	11,000	3	10	1	1	1	1	1,666	3,332
見谷面	3,280	6,560	2	5	1	1	0	1	1,440	2,880
江西面	3,633	7,266	1	3	3	3	2	1	1,555	3,110
江東面	3,033	6,066	3	5	1	1	3	1	1,066	2,132
川北面	3,577	7,154	2	3	1	1	1	1	1,333	2,666
計	101,101	177,777	101	133	2	2	1,833	6	3,555	7,110

畜牛生産数及消耗数

邑面名	出産			死亡			屠殺		
	計	牝	牝	計	牝	牝	計	牝	牝
慶州邑	17	17	17	5	5	5	1	1	1
内東面	106	106	106	6	6	6	1	1	1
陽北面	155	155	155	3	3	3	7	7	7
陽南面	141	141	141	4	4	4	3	3	3
外東面	103	103	103	6	6	6	5	5	5
内南面	160	160	160	5	5	5	3	3	3
山内面	160	160	160	7	7	7	10	10	10
西内面	159	159	159	7	7	7	10	10	10
見谷面	173	173	173	1	1	1	7	7	7
江西面	141	141	141	2	2	2	1	1	1
江東面	155	155	155	1	1	1	2	2	2
江北面	155	155	155	2	2	2	1	1	1
計	2,353	2,353	2,353	33	33	33	69	69	69

而して保護種牝牛は九十三頭、その種付牝牛数は三千三百二十一頭、その他の種牝牛は七十一頭、その

種付牝牛数は二千四百四十六頭あり、牛皮一箇年の生産額は二萬三千八百七十四斤、八千三百五十八圓、牛肉十五萬八千五百七十七斤、四萬四千四百二圓となつて居り、鶏卵は二百一萬七百四十個、三萬百六十二圓、蜂蜜三千九百七十二斤、三千三百七十八圓に上つて居る。

養蜂表

飼養戸数	箱数	蜜産		蜜	
		数量	金額	数量	金額
714戸	1,275	3,269斤	3,182円	603斤	196円

奨励機關 大正二年九月慶州郡畜産同業組合の設立を見、爾來畜産に関する總ての指導奨励に當り銳利努力の結果、地方民の信頼日に進み益々堅實なる發達を遂げつゝある。事業の主なるもの左の如くである。

- 一、種牝牛の配置及種付
- 二、優良牛の保護及表彰
- 三、牧野の經營
- 四、飼料の改良奨励
- 五、畜産物の改良奨励並に之に関する施設經營
- 六、畜牛及畜産物の賣買仲介
- 七、病畜の治療及防疫の豫防

生活状態調査

四四二

見谷面	二・四〇	三・八	一・七	六・五	一・七	二・四	三・八	二・四	七	一・八
江西面	三・〇	三・九	五・〇	一・〇〇	七・〇	六・一	一・六	四・五	三・七	七・三
江東面	四・七	四・七	三・七	七・四	三・三	三・八	六・一	三・三	二・六	三・六
川北面	六・四	四・三	三・六	七・一	三・三	一・六	四・八	三・〇	五	六・八
計	四七・六	五七・〇	四・五〇	一〇、三〇	四、四〇	三、八〇	七、六〇	二、七三	一、三五	四、三六

●●●●●
獎勵機關 慶州郡蠶業組合は大正四年の創設にして、専ら同業者の發展を企畫し、大正九年郡農會の組織せらるゝに及び、その業務は農會に繼承し、益々蠶業に關する指導啓發に努めて居る。その事業の主なるものを掲ぐれば次の如くなつて居る。

●●●●●
技術員設置 蠶業に關する技術指導の爲め、産業技手一名、郡農會技手二名、計三名の常置員を設け、尙ほ巡回教師及び穉蠶共同飼育所(約二箇月)教師十八名(内女子五、男一三名)の臨時教師を採用し専ら改良育蠶と上簇の實地指導に當らしめ、尙ほ栽桑獎勵員十四名(男子)を設置し、桑田の肥培管理に當らしめて居る。

●●●●●
養蠶傳習事業 郡は一般農家に對し副業的養蠶業の普及に努めつゝあり、就中今や目覺めつゝある地方婦女子の勞力を養蠶業に活用せしめんが爲め、先づ中心人物養成を全うせしむべく、大正十四年より農會をして女子養蠶傳習所を開設せしめ、毎年四月より四箇月間十八名の生徒を收容し、養蠶業に關す

る學理と實地とを授け、(近隣三郡即ち永川迎日盈徳郡の依托生をも含む)技術員を養成し直接間接に斯業獎勵を爲して居る。

●●●●●
蠶業獎勵計畫の樹立 蠶業の堅實なる發展を期せんが爲め、第一次計畫として大正十一年より同十五年に至る五箇年計畫を樹立し、専ら桑田の擴張、育蠶技術の向上啓發に努めて居る。郡内一八五箇里に付蠶業の素地的調査を行ひ、甲乙丙に分類し、本計畫は専ら甲部落に對して行つて居る。即ち毎年二回乃至三回宛の甲部落の自作農又は自作兼小作農業者に桑苗百五十本乃至二百本を植栽せしめ、産繭額の増加を獎勵して居る。今回朝鮮總督府に於ては産業第一主義の下に、産繭百萬石增收計畫を樹立し、道はその方針に順應すべく各郡を督勵中であるが、本郡もまた各郡と共に蠶業獎勵第二次更新計畫を立て、從來農家一戸に付桑苗平均四百本を五百本宛を植栽せしめ、昭和十二年に桑田反別九九一町歩、養蠶戸數九千九戸、即ち農家戸數の三割五分、掃立枚數二五、〇〇〇枚、産繭額一一、四八六石に達せしむることとなつて居る。

●●●●●
模範桑園 桑田改良を計らんが爲め、種々なる方法を以て獎勵指導に努めて居るが、一般農家の養蠶思想極めて薄弱なる爲め、豫期の成績を擧ぐるには尙ほ相當の努力を要する。故に幼稚なる養蠶者には實地指導の效果大なるべきを思料し、面費補助の下に郡内樞要五十三箇所を選定し、高刈にありては一

箇所百五十本、根刈にありては五百本づゝの魯桑接木を植栽せしめて、一般植栽者の典範たらしめ、一層これが徹底を期し改良増殖を圖らむとして居る。

稱蠶共同飼育所設置 地方に於ける養蠶技術の向上進歩を圖らんが爲め、毎年春期に於て必要部落に稱蠶共同飼育所を設置せしめ、教師を派遣し飼育法の改良指導を計り、家庭的教育機關たらしめ、先づこれが濃厚なる指導を行はしめて居る。即ち昭和五年度に於ては六十九箇所を設置し、共同者數一、六七三戸、蠶種掃立枚數一、五二一枚にして、その收繭額九八三石に達し蠶種一枚當り總平均六斗一升七合を得た。

産繭共同販賣 生産者の利益保護を圖らんが爲め、毎年春秋二回に慶州・安康及び乾川の三箇所にて産繭共同販賣所を設け、期間中賣買兩者の中間に立ち公平に共同販賣の斡旋を爲しつゝある。昭和五年度販賣數一、六八六石（春一、一三三石、秋五五三石）金額二六、〇六一圓、春期一八、〇四六圓、秋期八、〇一五圓に達して居る。

種苗共同購入 養蠶者の便宜を計らんが爲め、毎年蠶種桑苗蠶具その他共同購入の斡旋をなして居る。昭和六年度に於ける共同購入數桑苗五〇九、〇〇〇本、蠶種七、六〇〇枚、その他蠶具、書籍及び雜誌等多數に上つて居る。

蠶室蠶具の改良獎勵 産繭品質の良否は種々なる原因があるが、蠶室蠶具の不良なるはその一大原因なるを以て、數年來極力蠶室の改良、主として空気の装置、及び改良蠶具の普及、蠶架の組立、蠶箔の製造、簇使用等の各事項を獎勵すると共に、一月・二月の頃農會は毎年數箇所蠶具製造傳習會を開催し、尙ほ二月乃至四月下旬に於て面主催の傳習會を開催せしめ、明春を以て郡内蠶具の全部を改良せしむる方針を以て獎勵中である。

林 業

森林概況 本郡は大小起伏せる山脈を繞らし地勢一般に急峻ならず、森林植物帯は溫帶林に屬する。林政確立せられざりし以前に於て濫伐せられたる結果、美林を形成せるものは尠い。林野の總面積は九萬四千五百三十一町餘にして全面積の約七割一步を占め、成林地と認むべきものは、山内・陽北・西・内東面の一部にして、その他は概ね稚樹地又は散生地に屬し、殊に兄山江流域たる内東・外東・川北・江東面内には山骨の露出せる荒廢山野が多い。今これを林況別及び國有私有別に示せば左の如くなつて居る。

林 野 面 積 (其の一) (昭和六年末現在)

生活状態調査

成林地	雑樹地	要砂防植栽地	要普通植栽地	除地	計	合計
三六、〇九・〇〇	五、七三・〇〇	二、七六・〇〇	五、二五・〇〇	三、二九・〇〇	九、五三・〇〇	九、五三・〇〇
						(要補植地八、五七・〇〇)

林野面積 (其の二) (昭和六年末現在)

種別	國有林		私有林		合計
	保安林	要存林	第一種 不要存林	第二種 不要存林	
計	三六、〇九	一、七三	一、二八	一〇、七三	五、七三
學校林			六	二、七三	七、四七
面有林				八、七三	八、七三
民有林				七、〇〇	七、〇〇

林業の奨励 郡に産業技手一名及び森林主事一名が配置せられ、郡森林組合職員と提携して一般造林の指導奨励並に林野の保護取締の徹底に努めて居る。今林業奨励に關する施設及びその成績の概要を述べる

と左の如くなつて居る。
養苗事業 造林事業の發達と共に、養苗事業は年々勃興し、昭和六年度は郡内の需要数を充たし、更に郡外にも搬出したのである。その生産数を示せば次の如くである。

區分	樹種別生産成苗數				計
	アカマツ	クロマツ	クヌギ	ヤマハンヤシヤゴシ	
苗圃床面積	五、〇二	三、〇〇	三、〇〇	一、〇〇	一、一〇〇

造林事業

(イ) **植樹造林** 最近一箇年間に於ける植樹造林本數は數百萬本の多きに上つて居る。今昭和六年度に實施せる植栽本數を示せば次の通りである。

苗木商	自給自足	計	クロマツ	ヤマハンノキ	ヒメヤシヤブシ	カラマツ	計
四六、八六	六九六〇	八、九三	七、一七	二、四九	二、七三	八、一七	三、〇〇
アカマツ	クヌギ	ヤシヤブシ	ク	リ	其他		
七、一七、九八五	三、一五五、二〇〇	六七、四九五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、八五六、二二〇	二、三二一、七六〇

(ロ) **播種造林** 昭和六年度に於ける大粒種子播種造林は、面有林八十五町五反歩、私有林五十二町五反歩、計一三八町歩と、川北面北軍里に於て私有林野十一町歩に對し細粒種子播種造林を實施した。その播種量は、クヌギ種子四十一石四斗、ヤマハンノキ種子三斗四升五合、及びハキ種子二石六升である。

稚樹の保育 現實林の天然生稚樹地及び伐跡地等の天然更新を要する地域に對しては、適當に保育し成林を期して居る。

潤葉樹保育 潤葉樹の保育増殖を圖る爲め、道令第六號私有林野施業制限規第三條に依りて、左の通り地域及期間を定め、クヌギ・カシワ・ナラ・アヘマキの四種類に對し伐採を禁止せられたるを以て、伐採禁止せられたる各邑面に對しては、特にその禁止の趣旨を徹底せしめむが爲め、宣傳ビラの配付並に林業講話會を開催する等、保護増殖に關し適當なる方策を講じて居る。

地 域	期 間	編入面積
外東面・内南面・陽北面・陽南面	自昭和五年五月五日 至八年五月四日	三六、〇五九・八一
内東面・江東面・川北面・江西面	自六年五月五日 至九年五月四日	二八、九〇〇・八三
西面・見谷面・山内面・慶州邑	自七年三月 至十年三月 日	二七、八七四・三一

燃料對策 林野の荒廢せる結果燃料に著しく不足を告げ、從て林産物の約九割はこれに消費せられつゝ、あるが如き現状なるを以て、代用燃料の普及・溫突改造を行はしめることとして居る。今昭和六年度迄に實施せる改良焚口の設備個數を示せば次の如くである。

溫突焚口總個數	改良濟個所	未了個所
五七、七八三	二三、〇九六	三四、六八六

松・蛄・蠶・驅除豫防 松蛄蠶被害地は陽北・陽南・外東及び西面の四箇面に互り、被害面積約一千三百町歩に達する。これが驅除豫防は林業年中行事の重要事項の一であり、以てその根絶に努めて居る。

昭和六年中に於て驅除したる數量は次の通りである。

面 別	驅除面積	從事延人員	驅除數量		
			幼蟲	滿	卵
陽南面	四三	五六三	八、四一〇	三、四一〇	〇、〇六〇
陽北面	三六	二、〇九七	一三、九四〇	一	〇、一五〇
外東面	五〇	三、八七三	五、三五〇	六、五〇〇	〇、三〇〇
西面	天	八四三	三、七九〇	一	一
計	一三七	一三、四六五	一七、四九〇	九、九一〇	〇、五二〇

面有林 昭和二年道訓令第六號に依り、面有林の擴張並に統一を行ひ、現在に於ける各邑面有林は左表の通りにして、何れも造林計畫を樹立し、巡視・山番等を設置し、保護及び造林の促進を圖つて居る。

慶州邑	面別	面積	西面別	面積
慶州邑	面別	四四四・八三〇〇	西面別	一、七〇〇・七〇〇〇

生活状態調査

四五〇

内東面	一、〇一四・一〇一四	見谷面	二六五・七七〇〇
陽北面	九九一・三四〇〇	江西面	一四九・七二〇〇
陽南面	一、三四二・七三二九	江東面	一七七・五一二八
外東面	一、〇〇九・二八二九	川北面	三八五・一七〇八
内南面	一、〇八三・六四一七	計	一一、二七三・八四五三
山内面	二、七〇九・〇三〇八		

分收造林 昭和四年度より地方費は、而有林と分收造林を施行して居る。昭和四年度は西面に百五十町、昭和五年度は外東・陽北・江東及び川北の四箇面に互り二百五十八町、昭和六年度は陽北面百八十三町と内南面六十八町、合計六百五十九町に對して實施した。尙ほ砂防造林に於て昭和六年度外東・川北の兩面に互り六十町、昭和五年度江東面に二十一町、計八十一町を施行した。

砂防工事 (イ) 國費砂防工事 國費砂防は大正十四年度より昭和六年度まで、内東・川北及び慶州三箇邑面に互り實施せられ、昭和七年度に於ては内東面に於て施行せらるゝ見込である。今その進行状況を示せば次の如くである。

年 度	施行面積	経 費	砂防植栽	摘 要
大正十四年度	一三、三三九	七、〇四九・三三〇	六、九三〇	内東面實施

大正十五年度	三三、〇一五	一七、八一一・九〇〇	一〇、八五〇	内東・川北面實施
昭和二年度	四〇、〇三三	一七、八一三・九六〇	一一、一〇〇	内東・慶州實施
昭和三年度	三三、〇九三	一一、八三三・五〇〇	一〇、九〇〇	内東・川北面實施
昭和四年度	三三、七三三	一九、九三三・八六〇	一九、一一一	〃
昭和五年度	四三、六三二	三三、六三〇・〇七〇	三三、一四〇	〃
昭和六年度	一三、一三三	一〇、九一七・五三〇	一〇、八〇〇	内東面實施
計	三三三、三三三	一一〇、〇三三・〇三〇	一、一三三、三三三	内東面實施の豫定
昭和七年度豫定	三三、三三三	一六、九一〇・二〇三	一六、八八〇	

(ロ) 地方費砂防工事 窮民救済地方費砂防工事は昭和六年度より實施せられ、昭和六年度施工面積及び經費、並に昭和七年度に實行すべき面積及び經費見込は次の如くである。

年 度	施工面積	経 費	砂防植栽	摘 要
昭和六年度	五九、九四八	二四、四七三・八	二六、一一三	一、面負擔額二一三、二四〇 二、施工箇所 川北面毛兒・神堂・外東面入室
昭和七年度豫定	七三、〇〇〇	三六、九三六・〇九	三〇、八〇六	一、面負擔額二五六、七三三 二、施工豫定箇所 川北面毛兒・外東面竹東

面砂防工事 昭和三年度より昭和五年度迄地方費補助の下に、面に於て砂防工事を實施せるものは次の如くである。

かつたのであり、右の舍羅峴底は現在の川北面花山里炭礦に相當して居る。慶州邑の南方に聳ゆる南山は、古來水晶の産地として有名であり、従つてこれ等の水晶を採取して眼鏡その他の細工品を造り、慶州名産の一となつて居たが、近來は殆んど取り盡された爲めか、又は採算上引合はざる爲めか、これを採取するものは無くなつた。品質は精良ではないが、慶州人はこの山を朝鮮唯一の水晶産地として誇つて居た。また花崗石の良材があり、この地方に石材使用の術が上代から發達したのは、一は良質の材料が豊富に得られたことに歸因して居る。然しながら最近の鑛業に於ては見るべきものなく、現在稼行中のものは、陽北面に朝陽鑛山とミウナ鑛山の二があるに過ぎない有様である。

鑛區一覽表 (昭和八年一月一日現在)

所在地	登録番號	登録年月日	鑛山名	鑛種	鑛區坪數 又は延長	鑛業權者	住 所
慶州郡陽北面	六四一	昭和 三、八、六	朝陽金山	金銀鉛	二七、七五〇	仲野隆一 (外)	迎日郡東海面都邱洞 八五九ノ三
慶州郡陽北面	六四二	同六、一、三〇		銀鉛	三〇、〇〇〇	前川恒二 (外)	密陽郡密陽面智谷里 六一三
慶州郡陽北面	六四三	同六、一、二六		滿俺	三、四〇〇	中川湊	京城府永樂町一丁目 一六
慶州郡川北面	七五九	同三、四、六	慶州炭礦	石炭	六六、六〇〇	岩村長市 (外)	會寧郡會寧邑一洞二 八八
蔚山郡江東面	七七九	同三、六、七		石炭	三、三三三	杉本龜之進	會寧郡會寧邑三洞五 三

慶州郡陽北面	六五三	同三、九、一七		石炭	四九、六〇〇	秋山長三郎	禮岡縣鞍手郡木屋瀬 町大字野面一八六八
慶州郡陽北面	六五四	同二、六、八	ミウナ鑛山	高嶺土	三四、四六五	高橋喜法	大邱府鳳山町二二六
慶州郡西面	六五九	大正 二〇、三、三		金銀硫化鐵	五、六〇〇	松村玉次郎	大邱府大和町二〇
迎日郡長鬚面	六〇六	昭和 七、七、三	水城里鑛山	水鉛	九二、三〇〇	倉本萬太郎	釜山府大新町一七〇 ノ二

水産

水産概況 慶州郡の東方は日本海岸に臨み、二百餘軒の本道沿岸線中、本郡に屬するは陽南・陽北二箇面の僅かに二十九軒餘に過ぎないが、沿岸線は屈折に富み、到る處小灣を形成し、海底の勾配も亦急ならず、寒暖兩流相交錯し、魚族の洄游棲息に恰適し、沖合・沿岸共に天恵の好漁場にして、さば・あじ・さわら・かれい・たら・ぶり・ふか・いわし・たちのうお・わかめ・いわのり、及びあわび等の漁獲物は屈指に違がない程である。昭和六年の如き一般物價下落の影響を蒙りしにも拘らず、一箇年間の漁獲高は百二十四萬圓を示し(七百九十七萬貫)、製造加工品の如きも二十萬圓に達して居る。

本郡に於ける水産業の起源は、據るべき記録がないが、沿岸漁業は古くより行はれたるもの、如く、而してその漁具漁法は、明治三十七八年内地人通漁者の往來する迄は極めて幼稚なりしも、その後漸次内地

人漁業者の移住に伴ひ、朝鮮人漁業者の漁具・漁法もその刺戟と指導を受け、一般に進展を示して来た。一方水産加工品の如きも、従来毫も進化の跡を示さなかつたが、大正十年に技術員の配置せらるると共に、内地人當業者の誘導と相俟つて逐年品位の向上と製品の増加を示して居る。

漁場・漁法 本郡沿岸の漁場は、海底が主として砂泥より成り、勾配は一般に緩にして、沖合五十五軒乃至八十軒を距るにあらざれば二百米線に達せず、而して暖流對島海流の一派は朝鮮海峡を貫流して北進し、本郡沿海を洗ひ、迎日郡沿海に於て東方に奔り、北方より南下し來りたる寒流、即ち所謂リマン海流は、迎日郡及び本郡沿海に於て暖流と遭遇し、東方日本海に向ひて奔るもの、如くである。朝潮は極めて緩にして干満の、差僅かに半米内外に過ぎない。従つて水族の洄游棲息に適し、漁撈に容易なるのみならず氣候溫和にして、冬期と雖も操業不能の憂ひなく、一年を通じて就業し得られ、背面道路の完成に依り、慶州邑その他奥地消費地との交通至便となり、加ふるに、内鮮を通じ有数の水産集散市場たる下關市・釜山府等に近接し、漁獲物移販賣上にも極めて有利の位置を占めて居る。各種水族はその種類・數量共に豊富にして、既知重要水産物のみにても凡そ五十種に及び、魚類三十四、貝類五、藻類六、海獸其他五を含んで居る。而してその最も重要視せらるるものに、さば・たら・かれい・ひらめ・ふか・あじ・たちのうお・まいわし・さわら・あわび・すゞき・わかめ・かたくちいわし及びてんぐさ等がある。これ等を

採捕せんとする漁業は、朝鮮人にありては、在來は概ね灣内または陸岸に近き海面に於て營まれたるに過ぎず、その漁具の如きも、さば流網・かれい手繰網・たら延繩・たちう一本釣及び採藻等の外見るべきものなく、しかもこれ等の漁具と雖も、その構造は極めて幼稚であつたが、道に於て優良漁具の貸付、無償配付、優良漁具購入費補助、若くは漁業の傳習等、幾多の施設を爲したると、郡、漁業組合等の指導奨励と、内地人通漁者の刺戟とに依りて、内地式の漁具漁法に倣ひ、その漁業の種類も次第に多岐に亙つて、現在に於ては十數種を算するに至り、著しき發達を見るに至つた。

内地人に在りては、當初通漁者に依りて、いわし地曳網・さわら流網・たい延繩等の漁業が行はるゝに過ぎなかつたが、明治四十二、三年頃より通漁業益々盛んとなるに従ひ、本郡に據を移す者が漸次増加し、各種の漁業が試みられ、その後幾多の變遷消長を辿りたること勿論であるが、概して順調の發達を遂げ、さば流網・機船底曳網・さば巾着網等はその發達最も著しく、規模の大なることはまた昔日の比でない。即ち漁船の繰縦、漁具の使用等には機械力を用ゐ、動力附漁船に依つて沖合漁場の開拓に當りつゝ、ある等、眼醒しき進歩を示すに至つたのである。

今昭和六年中に於ける漁業別漁獲高を示せば次の如くなつて居る。

漁業別漁獲高調

生活状態調査
内地

漁業種類	従業船数	乗組人員	漁獲高
角網漁業	一四一	三〇	七、〇〇〇
落網漁業	一	六	一、八〇〇
壺網漁業	七	二八	五、六〇〇
底入網漁業	二	八	二、〇〇〇
地曳網漁業	一五	二〇七	二五、九三四
打瀬網漁業	三二	二二四	九四、〇〇〇
いわし機船巾着網漁業	八五	一五〇	六、〇〇〇
さば機船巾着網漁業	一六三	二、二〇五	四八七、〇〇〇
さば機船流網漁業	一〇三	六四〇	二二〇、〇〇〇
いわし流網漁業	一	五	五〇〇
たら延縄漁業	一	五	三〇〇
さわら漕釣漁業	六	二四	二、四〇〇
其他一本釣漁業	一五	三〇	四、五〇〇
機船底曳網漁業	二〇	一四〇	一六〇、〇〇〇
潜水器漁業	四	二八	六、〇〇〇

四五八

裸潜漁業
捕介採藻漁業
其他雑漁業
總計

漁業種類	従業船数	乗組人員	漁獲高
裸潜漁業	一〇	四〇	一、〇〇〇
捕介採藻漁業	一	五〇	三、〇六四
其他雑漁業	三八	三、八二四	一、〇四三、四四八
壺網漁業	二二	八四	一七、四六七
地曳網漁業	八四	五二	八、〇六〇
手繰網漁業	一五	五五	三、八七七
さば機船流網漁業	八	六四	三二、〇〇〇
いわし流網漁業	三〇	一二〇	五、六〇〇
さば流網漁業	五	二五	三、五〇〇
にしん刺網漁業	五	一五	五〇〇
其他流刺網漁業	二〇	六〇	二、〇〇〇
其他延縄漁業	九〇	三六〇	三六、〇四六
其他延縄漁業	八〇	三二〇	二七、四八九
其他一本釣漁業	一〇	三三〇	一五、七一五

四五九

七、経済事情

生活状態調査

四六〇

其他一本釣漁業	三〇	六〇	六、〇〇〇
裸潜漁業	一	一一〇	一一、二五二
採介採藻漁業	二三	一一七	一八、五〇〇
其他雜漁業	一	一六〇	五、二〇二
總計	四四	一、九三二	一九四、二〇八
	四五隻		

備考 漁具一統に付二隻以上の漁船を使用する漁業のみ統数を記載せり。

漁港 漁港として稍完備せるは、陽北面甘浦港を有するのみであるが、同港は本道沿岸に於ては勿論、朝鮮東海岸に於ける漁港兼商港として相當重要な位置を占め、内地の下關を始め、中國・關西に於ける諸港並びに釜山港との間に船舶が輻湊して居る。内地人戸數二百三戸、人口八百七十四人を算し、昭和二年築造せる延長百間に達する防波堤は、不幸にも昭和五年七月十八日の大暴風波の爲め大破せるも、昭和六年より向ふ三箇年の繼續事業として、約五十萬圓の巨費を投じ、延長二百七十三米に達する理想的防波堤を完成することになつて居る。水産に關する機關としては、水産製品検査所、漁業組合等があつて、漁業者並に水産物製造業者の利便に資して居る。

漁船 本郡で漁業に用ゐらる、船舶の總數は、昭和六年末現在に於て、四百二十六隻である。その内筏船、朝鮮型のものには僅かに十餘隻であつて、他は全部内地型及び發動機船である。これ等の船舶の建造

事する所謂船匠は、相當熟練した技術を持つ内地人が多いので、従つて比較的優秀船を郡内で建造することが出来る。

内鮮人別	漁船數 (昭和六年末現在)			
	朝鮮人	内地人	合計	發動機船
内地人	五米未満	一	一	一
	五米以上	一	一	一
朝鮮人	五米未満	二	二	二
	五米以上	一	一	一
總計		三	三	三

漁具類別表 (昭和六年十二月末現在)

種別	内地人		朝鮮人		合計	
	數量	見積價額	數量	見積價額	數量	見積價額
地曳網	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	二	二、〇〇〇
羅網	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	二	二、〇〇〇
其他	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	二	二、〇〇〇
總計	三	三、〇〇〇	三	三、〇〇〇	六	六、〇〇〇

七、經濟事情

四六一

種別	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
さわら	600	960	—	—	600	960	6160	9168
きんなんそう	10000	2100	—	—	10000	2100	2100	2100
かながしら	100	60	—	—	100	60	60	60
かじき	—	—	—	—	—	—	—	—
しろだい	800	800	—	—	800	800	800	800
めばる	220	140	—	—	220	140	140	140
さくらそう	4070	1000	—	—	4070	1000	1000	1000
あゆ	10	40	—	—	10	40	40	40
さより	30	30	—	—	30	30	30	30
たなごり	100	20	—	—	100	20	20	20
いりの	100	10	—	—	100	10	10	10
さい	30	12	—	—	30	12	12	12
ひらめ	270	270	—	—	270	270	270	270
にべ	100	100	—	—	100	100	100	100
あわび	100	100	—	—	100	100	100	100
はも	—	—	—	—	—	—	—	—
えいも	200	200	—	—	200	200	200	200
てんぐさ	2100	2100	—	—	2100	2100	2100	2100

種別	管内在住者		管外より通		計		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
さば	1000	2100	—	—	1000	2100	1000	2100
まいわし	100	60	—	—	100	60	100	60
かたくいわし	180	60	—	—	180	60	180	60
めんたい	50	70	—	—	50	70	50	70
たひ	100	100	—	—	100	100	100	100
にしち	100	100	—	—	100	100	100	100
ぐち	100	100	—	—	100	100	100	100
雑魚	5000	1000	—	—	5000	1000	5000	1000
雑具	20	30	—	—	20	30	20	30
雑籾	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4000	1000	—	—	4000	1000	4000	1000
総計	4000	1000	—	—	4000	1000	4000	1000

和六、七兩年度に於て同場よりこひ稚魚十一萬尾、わかさぎ卵三百萬粒の配付を受けて居る。

水産養殖種類別面積及收穫高表 (昭和六年)

種類	既設別		新設別		面積 所養殖個	收穫高		面積 所養殖個	收穫高		面積 所養殖個	收穫高	
	公有	私有	公有	私有		数量	價額		数量	價額		数量	價額
鯉	新設	既設	新設	既設	1,035坪	11	11	11	11	11	11	11	11
	公有	私有	公有	私有									
海苔	新設	既設	新設	既設	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	公有	私有	公有	私有									
總計	新設	既設	新設	既設	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	公有	私有	公有	私有									

備考 海苔の養殖は内地人欄は甘浦漁業組合享有、朝鮮人欄は陽南漁業組合享有に係るものなり。

製造業 本郡に於ける従来の製造業は、簡易なる素乾品の外、殆んど見るべきものは無かつたが、内地人の移住増加に伴ひ、漸次製品の種類と數量を増加し、昭和六年には三十種、十九萬三千圓に達し、顯著なる發展を遂げたのである。

水産品製造高

種別	内地人		朝鮮人		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
素乾品	21,770貫	2,170円	9,794貫	9,794円	31,564貫	12,164円
鹽乾品	10,200貫	9,100円	4,116貫	3,684円	14,316貫	12,784円
煮乾品	15,577貫	25,455円	1,918貫	4,100円	17,495貫	29,555円
鹽藏品	211,600貫	20,310円	5,433貫	3,731円	217,033貫	24,041円
水産罐詰類	3,100貫	2,200円	310貫	3,300円	3,410貫	5,500円
其他の食用品	100箱	100円	1箱	1円	101箱	101円
合計					471	100

生活状態調査

品名	製造者数		兼業数		原鹽使用数量	一年製造高	平均単価
	主業	兼業	主業	兼業			
食用品合計	3,377	5,000	1,913	3,087	6,341	3,386	1,907
肥料	5,100	1,316	2,916	3,184	7,107	2,200	6,654
其他の肥料	2,600	310	300	20	20	2,100	300
魚鱈類合計	60	600	600	3,600	3,600	4,200	2,200
魚油	60	600	600	3,600	3,600	4,200	2,200
魚鱈類合計	60	600	600	3,600	3,600	4,200	2,200
乾草	1	1	10,766	10,766	10,766	10,766	10,766
海藻類合計	1	1	10,766	10,766	10,766	10,766	10,766
總計	3,377	5,000	1,913	3,087	6,341	3,386	1,907

製鹽業 本郡内にはもと沿岸部落に於て天日製鹽法に依る製鹽をなしたることあるも、最近に於ては、れを行ふものなく、只僅に陽北面甘浦里に再製鹽工場一箇所あるのみである。

製鹽状況表 (昭和六年)

地名	製造者数		兼業数		原鹽使用数量	一年製造高	平均単価
	主業	兼業	主業	兼業			
内地	1	1	1	2	300.00	300.00	5.100
朝鮮	1	1	1	1	100.00	100.00	1.010
外國	1	1	1	1	100.00	100.00	1.010
計	3	3	3	4	500.00	500.00	5.120

備考 海水を用ひて煮沸す。

漁市場 漁市場としては甘浦漁業組合の經營に係る委託販賣所、陽南漁業組合經營に係る委託販賣所がある。前者は陽北面甘浦里に、後者は陽南面水念・下西及び邑川の三里に設備し、常時漁獲物及び水産製品の委託販賣を爲して居る。今最近三箇年に於ける兩組合の取扱高を示せば左の如くなつて居る。

組合別	昭和三年度	昭和四年度	昭和六年度	昭和七年度
甘浦漁業組合	345,787	511,953	391,460	230,358
陽南漁業組合	6,396	7,557	2,804	3,754

甘浦漁業組合委託販賣所にて取扱ひたるものは多く内地下關及び、釜山・大邱・京城方面に送られ、陽南漁業組合委託所取扱ひたるものは、主として慶州・蔚山方面に仕向けられる。

甘浦漁業組合 昭和五年度當初に於ける諸事業計畫は、七月の大暴風雨の被害に對する救済及び復舊事業遂行の爲め、中止又は縮少するの已むなきに至り、加ふるに秋漁期に於て近年稀なる不漁と魚價低落の爲め、販賣事業の成績振はず、収入減少の結果、一層事業遂行上に支障を生じたが、今諸事業の概要を述べると左の如くなつて居る。

組合員漁業状況 本組合員の主たる漁業は、機船鯖流網・機船底曳網・機船巾着網・延繩・鰯刺網等にして、操業船舶百四十隻を數へ、本道及び慶南沖合を主として出漁するも、鰯の盛漁期に於ては江原・咸南北海道沿海に至る迄擴張活動し、本年度の總水揚高は一百二萬四千七百二十五圓を示して居る。然るに前年度に比し三十四萬一千五百七十五圓の激減を見たるは、本組合楔契とも云べき機船鯖流網が漁船盛漁期に當る七月十八日に未曾有の大風水害に遭遇し、その影響を受けたるが爲めである。而して組合に於ける復舊事業實施と、地方費の補助に依り、短期間にて遺憾なく復舊したりと雖も、九月下旬操業以來、潮流の關係上、漁獲數量に於て約二割の減少を示し、其の他の漁業は、前年度に比し漁獲數量に於ては大差がなかつたが、一般魚價が例年に比しそれぞれ二三割方の低落ありたるに基因して居る。

組合員の漁獲高

漁業別	數量	價額	魚種別	數量	價額
機船鯖流網	1,251,000	507,000	さば	1,201,000	524,400
			あじ	1,000	51,000
			其他	20,000	10,600
機船底曳網	2,700	152,000	さ	2,000	112,000
			かれい	2,000	26,000
			其他	2,000	14,000
機船巾着網	823,000	162,000	あじ	1,600	37,000
			其他	20,000	11,000
地曳網	20,000	32,000	かたくち	20,000	32,000
其他	20,000	32,000	其他	20,000	32,000
延繩	121,000	228,000	たち	121,000	228,000
			其他		
鰯刺網	777,000	561,000	まい	777,000	561,000
			わし		
其他	1,000,000	91,300	海鱈	1,000,000	91,300
			其他雜魚		
計	5,788,000	1,777,000		5,788,000	1,777,000

一、共同施設事業の状況

(イ) 漁獲物委託販賣事業

本組合が本年度委託販賣所に於て取扱ひたる販賣高は、三十九萬一千四百六十圓十錢にして、前年度に比し十二萬四千九十二圓九十二錢の激減を示して居るが、これは近海の近年稀有なる漁況の不振と、魚價の暴落とに依るは勿論、一面仲買人に對する購買代金の現金制度圓滑

に行はれざる関係上、購品運送中の遭難等に依り損失を招きたるに因ることが多い。

委託販賣

魚類別	組合員		組合員外		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
さば	八六、七三三	三〇九、四六五・七六	五三、五二〇	一三、六四八・三〇	一四〇、二五三	三二三、一一四・〇六
あじ	二六、二六四	一〇、六七〇・三〇	一、七〇〇	六九、九六	二九、九六四	一一、三〇〇・一六
さわら	—	—	七四八	一、四九一・五	七四八	一、四九一・五
たら	六〇七、〇四三	九五、五三三・七六	一〇一、七五三	二六、四七〇・七五	七〇九、七九六	一二、二〇四・五一
かれい	一〇一、六七七	二一、二六五・八八	—	—	一〇一、六七七	二一、二六五・八八
ひらめ	—	—	三三三	三三・三五	三三三	三三・三五
かに	六、二四四	一、六二九・九一	—	—	六、二四四	一、六二九・九一
かび	一八、九三〇	一〇、〇七九・九五	—	—	一八、九三〇	一〇、〇七九・九五
ふか	四三、八八八	七、四四〇・二七	七、九〇〇	一、二六九・四六	五〇、七八八	八、七〇九・七三
ぐち	五、五〇四	二、三二一・七五	—	—	五、五〇四	二、三二一・七五
雑魚	三六、三三二	八、九〇六・一七	一、八四五	六九・一五	三八、一八七	九、五九七・三二
計	一、五三三、三三四	三三七、二九一・六五	一六六、七〇一	三三、一七四・四五	一、六九九、〇三五	三九〇、四六六・一〇

(ロ) 漁業金融事業 昭和五年度漁業資金貸付金額五萬四千六百六十圓、災害復舊資金貸付金四萬四千七百

五十圓、合計九萬八千九百十圓にして、内二萬一千九百七十四圓四十一錢は事業資金貸付・積立金及び諸積立金、七萬六千九百三十五圓五十九錢は殖産銀行起債に依り、松岡益太郎外七十八名に貸付を爲して居る。貸付の方法は組合漁業資金貸付規程及び朝鮮漁業組合業務規程第二十八條第一項但書の規定に依る許可に據り主として機船鯖流網、機船底曳網漁業に貸付するのである。本年度は一般業の積不振、加ふるに漁價低落に依り回収に於て甚だしく支障を生せし爲め、期間更新をなし回収を延期した。而して漁獲物共同販賣代金の内より積立つる二割の充當金を以て翌年度に於て完済をなすこととして居る。

(ハ) 共同購入事業 本事業は組合の事業中最も重要な事業にして、漁業用必需品の内、油の共同購入を神戸ライジングサン石油株式会社と契約をなし、既に昭和三年八月一日より開始し、爾來組合員漁業者は安價に諸油の配給を受け、従つて負擔の軽減は漁業經營並に能率上に寄與する所尠からざるものがある。因に本事業は釜山立石商店と共同事業にして、事務擔當者は立石商店である。本組合は將來に於て更にこの種共同購入の範圍を擴大せむことを期して居る。

(ニ) 暴風警報信號並に航路標識事業 前年に引續き施行しつゝある。
 (ホ) 遭難救恤及救護事業 昭和五年七月十八日の風水害は近年に見ざる甚大なるものにして、當港に於

ける船舶は殆んど全滅の状態にして、従てこれが遭難救恤件数亦百二十二件に達し、救恤金下附一千八百四十六圓の多額に上つて居る。

(一) 組合員貯金状況及比較増減の理由 前年度末現在高八千一百二圓二十五錢に對し本年度末現在四千五百八圓二十四錢、差引三千五百九十四圓一錢の減少は、災害の爲め引出したると共同販賣高の減少に伴ふ預金額の減少に基因して居る。

工業

往古に於ける工事の状態を詳にすることは容易でないが、今日現存する工業原料・製産品、或はその工作場址等に依りて、略ぼこれを明かにすることが出来る。製紙業は現在に於ても、本郡に於ける工業の最も主なるものであるが、古く新羅時代より既に相當發達したものであり、この外製茶業・窯業・製革業・石工業等も古き歴史を有するものである。今これ等諸工業の概況を説明するのであるが、製紙業に就いては別にこれを詳述することにした。

製茶業 新羅第四十二世眞德王三年(皇紀一四八八年)國內に獎勵して、茶の栽培を盛んならしめたる事が「三國史記」にある。茶の飲用は佛教傳來と共に傳はり、新羅朝は勿論、高麗朝に至り一般に愛用せられたが、

李朝に至り佛教の衰退と共にその風も消失した。然しながら新羅時代に於て栽培せられたる茶樹は、特に寺院附近に於て殆んど野生的に

殘存し、現今佛國寺・祇林寺・黃龍寺址附近に見ることが出来る。尙ほ現在は全く茶の栽培並に製茶の方法を知らない。

窯業 本郡は到る處良質の陶土に富んで居る。新羅朝時代に於ては、瓦器典、或は陶登局なる官署を設けて、窯業の官營を爲したるは、「三國史記」に明かなる所である。これ等の窯に於ては、日常の食器は勿論、祭



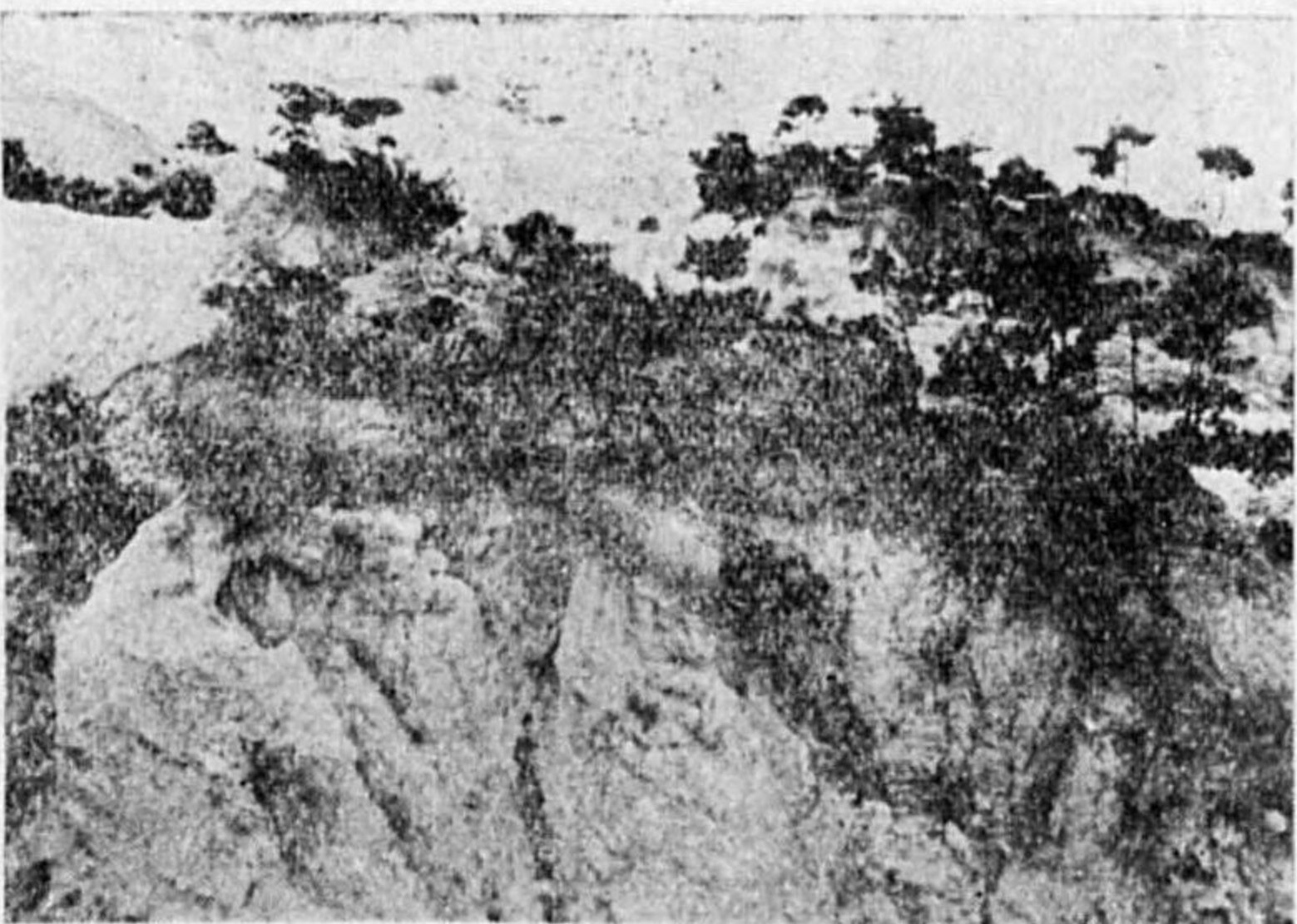
新羅新 統羅新 時代

器竝に建築用の瓦磚を最も多く製造したやうである。而して多くの製品、殊に瓦磚には精巧なる文様を施し、當時工人の美術的技倆を縦横に揮つたものが多い。次いで高麗朝時代に入るや、更に進めて青磁、李朝時代に至り、この高麗窯に依りて三島手を産出した。青磁竝に三島手は共に北方品に比するときは、古拙にして劣るところがあるけれども、素朴の點に於ては

他の産業と共に全く衰退し、僅かに出土の遺品と、二三発見せられたる窯址とに當時の面影を偲ぶことが出来るのみで、往時の優れたる技能の復活と、多量に埋藏せる良質の材料の利用は、未だ世人の注意を喚起するに至らない。

尙ほ川北面徳山里及び外東面堤内里に各新羅窯址、見谷面下邱里に高麗窯址がある。

製革 「三國史記」に皮典或は鞞人房と稱して、皮革業を掌る官署が置かれて居たのであるが、現在慶州邑城東里舊白丁部



新羅時代の窯址 北川面神堂里山上

たけれども、玉製品は「慶州の玉」として、今日尙ほ半島にその聲價が維持されて居る。

金屬製品 金屬製品は、新羅時代から相當發達して居たものであるが、現在では僅かに市場の一隅に於て

落に於ける革櫃の製法及び揉皮法は、往時の斯業を傳へたものであらう。
石工・玉工 鑛業の條に於ても述べたるが如く、本郡は到る處、良質の花崗石を産し、また水晶・蠟石の産出がある。これ等の材料は、往古より建築、美術彫刻に用ゐられ、その遺物並びに遺品は現在に於ても見ることが出来る。李朝に入りて斯業は衰へ

その方法を覗ふのみである。慶州邑には昔ながらの鑰器製作を行ふ工場が二戸あり、私は大坂金太郎氏の東道により、昭和六年秋これを視察したことがあるが、新らしき工場生産品に壓倒せられて殆んど製作を中止して居た。従つてこの由緒深き小工場が、今日果して存在して居るかどうか疑はしい。

慶州郡内工業表 (昭和六年)

種別	金額	種別	金額	種別	金額
繭製品	三、一五六 ^円	肥料	九、五八〇 ^円	藥劑	一、三五〇
織物	八、五六二	金屬製品	一四、三七三	蓆其他	二、六二〇
編組物	八〇〇	木製品	二〇、四〇〇	菓製品	四〇、三四〇
紙及紙製品	一九二、九一〇	竹製品	二、九八〇	毛筆	五七三
窯業製品	一四、五二八	杞柳製品	一、六四四	酒類	一六四、三八五
履物	一、九五〇	皮革製品	四、八四〇	裁縫品	二一、七一〇
菓子	二五、二〇〇	動物性脂油	四、二五〇	其他	二八、二九八
乾海苔	一、二四〇	植物性脂油	八三〇	計	五六六、五一九

邑面別各種手工生産状況表

生活状態調査

江西面		陽南面		西面		陽北面		内東面		總計
洋製服	竹製巾	冠岩巾・網巾	笠	笠	竹製	素焼物	瓦	木製	笠	網
一、〇〇〇	六〇〇	八〇	一、〇〇〇	四〇〇	三九〇	五〇〇	二、五〇〇	一〇、〇〇〇	一、二〇〇	二〇
二〇	二四	一二〇	四〇〇	一四〇	一五六	四五〇	一、〇〇〇	三五〇	四〇	九七五
一	二〇	三	二八	一	四	二	一四	一	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、五〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	三、五〇〇	五〇〇	二、五〇〇	二〇、〇〇〇	五〇〇〇	三、〇〇〇	五八、九八〇

四八四
黒色、褐色の酒造糞、漬物用糞、水
糞等なり

掃除用

瓦工場を設け購入者の請求に依り隨時に製造す
重に入商用其他飾物を作る

籠、箱、農笠を製す
竹材、細網巾及び黒色漆を以て朝鮮笠を作る
馬毛を以て朝鮮人の冠岩巾・網巾を製するものなり
洋服地を輸入し裁縫せるものなり

製紙は現今に於ても、本郡工産品中の最も主なるものなるが、既に新羅朝時代より發達し、新

七、經濟事情

羅白唾紙と稱する優良品を産出した。高麗朝より李朝に至り本郡の産紙は益々精良となり、これが爲め貢物紙として支那に貢献せられて居た。製紙場は紙所と稱せられ、高麗朝までは總て僧徒の手に依つて經營せられて居たが、李朝に至り特に造紙署を設け、製紙の官營を始め、民業に對抗する政策を行つた。現在川北面東川里に有る共同製紙場は、その官營工場であつたと云ふ。新政施行と共に本郡に恩賜授産製紙傳習所を置き、大正五年に至り更に道内八箇所の製紙傳習所を統一して慶州に置くと共に、専ら製紙業者子弟の教養と製紙法の改良に努めたが、事業経過の状況に鑑み、大正十年度に於てこれを廢止し、一般紙業者の爲め改良獎勵に努むるに至つた。本郡に於ける製紙産地は多く山間僻地に介在し、製造方法は舊法を墨守し、時代の進運に供はざる爲め、漸次退歩の状況を呈したるを以て、各種の改良策を講じた結果、今や年産三十七萬圓を算し鮮内第一位を占むるに至つた。

製紙に關する施設 製紙技術員を設置し製紙改良指導を行はしむる爲め、郡製紙專任技手を置き、常に諸般施設に付指導獎勵を爲して居る。本郡製紙は上述の如く近來相當發展を來したが、未だ以て足れりと爲す能はず、前途の向上發展策を講ずる必要があるので、郡内製紙關係の同業者を網羅し、大正七年一月には製紙組合を組織し、舊來の弊風を矯正し、斯業の改良發展を企圖し、製品に對する検査を斷行し、以て本郡製紙の聲價を昂むると共に、他方には同業者を保護し、共同の利益を増進せしめつ、ありしが、昭和二

年度に至り同製紙組合は解散し、乾川及び慶州に産業組合が設立せられ、製紙改良及び生産増加に努めて現在に及んで居る。

工場設置及改良器具の設備 從來本郡の製紙は屋外作業にして、寒暑風雨雪に依りては作業を中止する場合が多かつたので、近時屋内作業を獎勵し、自發的に工場設置せしもの、並びに熱心なる當業者に對しては、製紙改良器具の購入に際し地方費の補助を爲し、共同購入に使用せしめて居る。

楮生産 本郡に於ける製紙原料は楮にして、各面を通じこれを産する。近年その品質の良好は世に知られ、年々一萬數千貫を賣出して居るが、一方本郡内の紙業も亦盛んとなるに伴ひ、原料の不足を來したるを以て、年々五十萬本内外増殖の實施に努めて居る。今その産額を示せば左の如くなつて居る。

作付反別	一、〇〇〇町
收穫高	三〇〇、〇〇〇貫
價額	一八〇、〇〇〇圓

製紙産額 本郡に於ける製紙は、白紙・貢物紙・溫突紙・壯紙・和紙等にして、就中、貢物紙は支那滿洲に、白紙・溫突紙・壯紙は主として北鮮地方に出して居る。其の他和紙、古蹟抄入卷紙及び障子紙は、慶州土産品として來遊客に歡迎を受け、尙ほ近來傘紙は擬革原紙の特種製紙の需要あるを以て、本郡並に

産業組合の指導の下に、本郡山内及び内東面に於て抄造し、大邱・釜山及び内地方面に仕向けて居る。而して本郡の製紙は東京平和博覽會その他各地の博覽會・共進會等に出品し、金賞牌を受領すること十二回に及んで居る。

朝鮮紙	一三、〇〇〇塊	價	三七〇、〇〇〇圓
和紙	五五〇、〇〇〇枚	額	

川北面東川里共同製紙場

現況 同工場は慶州郡廳を東北に距る約一里の地點にありて、漚場、仕上場より成り、これに隣接して住宅を設けて居る。漚場は在來の瓦葺建にして、張行二間半、屋丈六間半、仕上場は同様の建築物にて張行二間半、屋丈七間一尺、住宅は近時の改築に係り、藁葺にして建坪五坪を有する。用水場は上下二部より成り、全部花崗岩を以て築造して居る。上部は岩石の間隙より湧出する流水を受くるの用をなし、幅六尺五寸、長さ一丈二尺五寸の長方形形である。下部は幅三尺五寸、長さ四丈五尺の箱形にして水溜の用をなし、現在同場の製品は、温突紙及び壯紙の如き大形紙を主とし、その品質頗る良好にして、年産額千五百五十圓に上つて居る。

沿革 本工場創設の年代は確實ならざるも、口碑に據ると、遠く新羅朝の全盛時代にあるやうである。

當時に於ては現今の祇林寺及び黃龍寺の二箇所に於て製紙をなしたる外は製紙工場なく、従つてこれ等の工場は、王家献上紙を始め、官用紙の製造納入を任務として居た。或る歳徴紙使は徴紙の途中、大水に遭遇して溺死したることがあるが、以來官に於ては不便を感じ、現今の東川里に工場を建設したものであると云ふ。李朝に至り引續き王家献上紙納入し來つたが、約四十年前にこの制は廢された。同場に御下賜釜と稱する釜があるが、今より約五十年前に破損し、使用に堪へざるに至りしを以て、その破片を以て改鑄したが、これが現在使用して居る釜であると云ふ。その直徑四尺四寸、深さ一尺五寸である。

原料 工場に使用する製紙原料は、昔時官の力に依りて各生産者より集收し、特に献上品の製作には著名なる産地より原料を徵收したといふ。

製造 作業前には毎年、盛大なる釜開の祭式を舉行すること、現在も同様である。工場の中央の柱に「紙品三南等一上」との文があるが、同場使用の藥品、即ち木灰は毎年祇林寺よりの納入を受け、献上紙包装用は佛國寺より麻布の納入を受けたといふ。尙ほ往時にありては、工場管理者及び職工は、官より相當の俸給を支給せられ、一般民からも相當の尊敬を受けて居たものであるが、献上紙廢止と共に俸給も亦廢せらるゝに至り、全く個人經營の製紙場となり、現在は金成大なる者の經營となつて居る。

勞 銀 昭和六年中の慶州郡に於ける平均勞銀は左の如くなつて居る。

生活状態調査

内鮮人労働賃銀 (昭和六年)

四九〇

職業別	内地人		朝鮮人	
	男	女	男	女
大工(家作)(日給)	三・〇〇		二・〇〇	
左官(日給)	三・〇〇		一・五〇	
農作夫(年給)	一五〇・〇〇		九〇・〇〇	
同(日給)	一・二〇		・六〇	
同(日給)	・八〇		・四〇	
同(年給)	六〇・〇〇		三五・〇〇	
下男(年給)	五〇・〇〇		三〇・〇〇	
下女(年給)		五〇・〇〇		三〇・〇〇

商業

商業戸数 古來朝鮮人の商業取引は、大部分は物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はれ、常設店舗に於て營業するもの極めて尠く、従つてその取引方法も亦甚だ幼稚にして、賣買高も至つて少額に過ぎないが、殊に本郡内には純然たる商業地として發達したる處なく、郡の中心をなせる慶州邑内と雖も、久しく續いた政治的關係に依つて、僅に消費的商品の取引所たるに過ぎざる有様である。而して慶州邑内に

常設店舗を見るに至つたのは、漸く光武元年(明治三)頃からである。現在の商業戸数は一千二百三十五戸、一箇年間の賣上總額は二百七十九萬九千圓に上つて居るのであるが、各邑面を通じて物品販賣業を營む者が最も多く、製造業に従事する者がこれに亞いで多い。

商業状態調査

慶州邑 商業種類	従業戸數	一箇年賣上高
物品販賣業	二〇七	六八五、五一〇
製造業	四七	二六五、三五〇
印刷業	二	三、六〇〇
料理業	七	三七、八〇〇
金錢貸付業	四二	六一、〇五〇
運送業	二	六、六〇〇
寫真業	二	二、五〇〇
請負業	一〇	七〇、二〇〇
旅人宿業	九	二一、七〇〇
問屋業	三	二、四〇〇
計	三三一	一、一五六、七二〇

七、經濟事情

四九一

請寫運金製物江
 負真送貨造販西
 業業業業業業
 七
 經
 濟
 事
 情

一	一	二	三	三〇	一〇〇	一	六	二	三	一	七	六	一	〇
一〇,〇〇〇	五〇	八〇〇	一,〇〇〇	二六,〇〇〇	五五,六〇〇	三,八〇〇	三〇〇	一	三,五〇〇	八,六〇〇	六〇〇	八,〇〇〇		

旅飲製川
 人食造北
 宿店面
 業業業
 計

旅製物內
 人造販南
 宿賣賣面
 業業業
 計

旅運金製物江
 人送貨造販東
 宿付付賣面
 業業業
 計

生活狀態調查

二	七	四	二	二	一	二	六	一	五	六	〇	三	〇	九	一	三	二	一	五
七,九〇〇	六〇〇	三,三〇〇	四,〇〇〇	四一,五〇〇	三,〇〇〇	二二,九〇〇	一五,六〇〇	六六,五〇〇	二,〇〇〇	五〇〇	一二,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

生活状態調査

旅人宿業	倉庫業	陽南面	物品販賣業	製物業	旅人宿業	計	陽北面	物品販賣業	製物業	電氣供給業	料理店業	金銭貸付業	運送業	寫真業	請負業	旅人宿業
一二	一	一五〇	六	一四	一五	三五	四五	四〇	一	八	二	三	四	一	四	三九
三、五〇〇	一五〇	九七、一〇〇	三、〇〇〇	四、一五三	五、四八〇	一二、六三三	五五四、〇〇〇	一七、六〇〇	一二、三八五	四三、〇〇〇	三五、〇〇〇	一六、九二〇	四〇〇	二、八〇〇	一一、一四〇	

飲食店を含む

四九四

西面	物品販賣業	酒類販賣業	運送業	旅人宿業	計	内東面	物品販賣業	製物業	金銭貸付業	運送業	寫真業	旅人宿業	計
七二	三	五	二〇	一〇〇		七	四	四	一	二	一六	三四	一、二三五
七、二〇〇	二四、〇三三	七、二〇〇	四、〇〇〇	四二、四三三		六、二〇〇	一二、〇五八	三、〇五〇	三六〇	一、七五〇	六、五〇〇	二九、九一八	二、一七九、三三九

地方行商 市場から市場へ、村落から村落へと行商を爲して居る商人は相當に多く、慶州郡内各邑面の間

七、経済事情

四九五

に於ても、相互に行商者を出し、殊に慶州邑内から各面に向ふもの、及び各面から慶州邑内を目指して來るものが多いのであるが、一方、郡外よりの行商者は、主として隣接郡たる水川郡、迎日郡、蔚山郡である。同時にこれ等隣接諸郡は、本郡内の地元行商者の行商先ともなつて居る。

慶州郡内行商者調

邑面名 外來行商者出身地方別及其數

慶州邑 大邱五人、永川二人、浦項二〇人、蔚山六人

江東面 慶州三人、安康一〇人、浦項四人、迎日七人、其他一人

内南面 慶州邑・陽北面・郡外にては蔚山方面にして外來行商者二十餘名なり

外東面 慶州二十九人、蔚山一〇人

江西面 迎日郡浦項方面一〇〇人、杞溪方面五〇人、興海面方面二〇〇人、慶州邑方面五〇人、江東方面一五〇人、蔚山郡内八〇人、全羅南道一〇〇人、計五〇〇人

陽南面 蔚山方面一五人、陽北面方面一人、外東方面七人、其他五人、計三十八人

陽北面 慶州二〇人、内東面三〇〇人、外東面二〇人、陽南面二〇人、延日郡方面三〇〇人、蔚山郡方面二〇人、其他二〇人

地元行商者行商先及其數

乾川・阿火九人、永川・慶山・蔚山郡内各面三人

慶州一人、安康一人、迎日一人、永川一人、浦項一人、杞溪一人、神光一人、其他二人

釜山・蔚山方面にして其數十六名なり

内東面進岷市場及び蔚山農所面虎溪市場にして計一〇人なり

迎日郡内一〇〇人、永川郡内三人、慶州邑三〇人、江東面三〇人、其他一七人、計二〇〇人

蔚山方面八人、陽北面一〇人、外東方面五人、其他六人、計二十九人

迎日郡方面・慶州郡内東面・外東面・陽南方面・釜山方面なり

西面 永川邑一七人、清道郡一人、慶山郡慈仁面二人、慶州邑九人、青松郡二人、大邱府内九人

内東面 慶州邑一五人、外東面一二人、見谷面四人、西面五人、内南面六人、全羅道三人

永川邑五人、慶州邑一〇人、山内面五人

蔚山邑三人、慶州邑一五人、外東面一二人、西面七人

市場取引 「三國史記」を見ると、新羅炤智王十二年(皇紀一、一五六年)の條に『初開京師市、以通四方之貨』とあり、この時に至りて始めて當時の京師即ち國都たる慶州に市を開いたことが窺はれ、これが朝鮮に於ける市場の文獻に現はれた初めである。次いで智證王十年(皇紀一、六八八年)には、『置東市典、設官以監之』とあり、特別の機關により商業取引が監督されたことが判り、更に降つて孝昭王四年(皇紀一、三五五年)に『置西南二市典、置官如東市典、號三市典』とあり、各市典の官吏として、監二人、舍人二人を置いたのである。

かくて初めて慶州の地に市が開かれて以來、二百年の間に市場を監督する官廳が三箇所に設けられた所を見れば、市場の取引状態が次第に發達に赴いて行つたことを察知し得られるのである。當時の市場に關して「新唐書」には、『新羅市、皆婦女買販』と誌して居り、附近の村落より婦女が貨物を携へてこの地に來集し、取引を營んで居たものと思はれる。これは新羅王都當時の慶州邑内市場の状況を明かにしたものであるが、降つて高麗時代に於ても慶州は尙ほ四京の一に數へられ、半島有數の都邑であつたから、市場は依然として盛んであつたと察せられる。これと同時に慶州邑内市場の外にも、諸種産業の早くより開けたこ

の地方には、市場は相當榮えて居たこと、思はれるのである。徐有築の著「林園十六志」中の倪圭志を見ると、慶州地方には府内場(日開市)、沙正場(南門外四、日開市)、沙平場(距府三十里内東面、一・六日の開市)、阿火場(距府五十里西面、距府二十里同面)、乾川場(距府三十里同面)、九於場(距府五十里外東面、三・八日の開市)、仍甫場(距府六十里同面)、魚日場(距六十里東海面)、下西場(距府八十里同面)、蓮花場(距府四十里江東、面五の日開市)、達城場(距府五十里同、面八の日開市)、仁庇場(距府七十里杞溪、面一・六の日開市)、義谷場(距府六十里山内面)、縣内場(同、杞溪面)、縣内場(距府百里竹長面)、奴谷場(距府三十里内南面)、安康場(距府四十里江西面)、大昌場(距府八十里安北、面一の日開市)の如き十九の市場が記載せられ、百餘年前當時の市場の景況を知ることが出来るが、その後の調査としては、李太王時代に於ける「増補文献備考」があり、慶州地方の市場数は二十一の多きに達して居る

慶州邑内(二・七)、沙正(四・九)、沙平(一・六)、釣魚(三・八)、下西(四・九)、於日(五・十)、毛良(三・八)、乾川(五・十)、阿火(一・六)、義谷(四・九)、苜谷(五・十)、仍甫(三・八)、安康(四・九) 達城(三・八)、杞溪(三・八)、赤火谷(一・六)、仁庇(一・六)、土城(一・六)、竹長(三・八)、連貨(五・十)、立石(四・九)

本郡地方に於ける商業取引が主として市場に於て行はれて居るのは前述の如くであり、従つて現在各邑面には何れも市場があり、邑面の經營となつて居り、一箇年の賣買高は八十三萬九千圓に上つて居る。而

して邑内場・下西場・阿火場・安康場・乾川場の如きは、邑誌にそれぞれ二・七、四・九、一・六、四・九、五・十の日を市日として居るが、現在も尙ほ同じ日に市が開かれて居る。慶州郡内の市場中にあつて最も取引高の大なるは、何と言つても慶州邑内の市場で、一箇年の賣買高は、昭和六年に於て四十九萬七千四百三十四圓に達し、郡内總取引高の過半を占め、主要取引品は、穀物・牛・鳥類・魚類・鹽・海藻・果菜・薪炭・織物・金物・紙・陶磁器等である。今慶州郡内の市場に付、市場名、所在地、經營者、開市回数、一箇年賣買高、市日を示すと次の通りである。

市場表 (昭和六年)

場名	所在地	經營者	閉市回数	一箇年賣買高				市日(舊)		
				農産物	水産物	織物	畜類 其他 の雜品		計	
慶州	大市	慶州邑	六	110,000	25,700	103,700	19,100	59,400	四九七	四九七
	小市	路東里	七	110,000	25,700	103,700	19,100	59,400	四九七	四九七
進峴市	内東面馬洞里	内東面	七	2,600	3,500	1,700	6,800	1,900	七、八三	四・九
魚日市	陽北面魚日里	陽北面	七	2,600	3,500	1,700	6,800	1,900	七、八三	五・九
下西市	陽南面下西里	陽南面	五	2,800	3,100	4,800	1,700	1,500	四・九	四・九
入室市	外林里入室里	外東面	七	1,800	2,700	2,400	1	2,700	九、四〇〇	三・八

生活状態調査

龍山市	内南面伊助里	内南面	計	1,450	1,100	200	8,500	1,100	1,310	510
義谷市	山内面義谷里	山内面		1,110	1,100	100	1,100	1,100	1,110	510
乾川市	西面乾川里	西面		5,100	7,090	4,000	1,100	1,100	5,100	310
阿火市	西面阿火里	西面		5,300	6,400	5,300	4,100	6,200	3,300	510
安康市	江西面安康里	江西面		3,000	11,000	4,000	2,000	26,000	7,000	16
扶助市	江東面有琴里	江東面		3,100	4,700	3,000	3,000	4,500	3,900	10日閉市但し小月は五日
東山市	川北面東山里	川北面		1	1	1	1	1	1	立市成立せず
計				17,450	53,680	25,300	26,700	86,870		

慶州郡内の市場の現状は右の通りであるが、更に各市場に付、その取引高、出場販賣者、購客数を掲げて見ると次の如くなつて居る。

市場状況調査 (昭和六年)

市場別	取引高	出場販賣者	購客数
慶州市市場	587,939円	443人	26,672人
江東面			
魚	1,100	1	1
蔬菜	1,100	1	1
牛	1,100	1	1
布	1,100	1	1
穀	1,100	1	1
薪	1,100	1	1
雜貨	1,100	1	1
其他	1,100	1	1

物價

小賣物價調 (昭和六年)

品目	單位	小賣價格	品目	單位	小賣價格
精米	一升	2.50	清酒	一升	1.500
牛肉	百匁	2.30			
魚	百匁	2.00			
蔬菜	百匁	1.80			
布	百匁	1.50			
穀	百匁	1.20			
薪	百匁	1.00			
雜貨	百匁	0.80			
其他	百匁	0.60			

七、經濟事情

安康醸造株式会社	江西面	同三年十二月	同	10,000	5,000	5,156	1,337	1,567	1,5	1,5	同
運送業	慶尙合同運路西里	同四年三月	運送業	10,000	7,500	1,000	7,000	△△△	△△△	△△△	六月末日
銀行	慶尙合同銀路東里	大正八年六月	銀行業	—	—	—	—	—	—	—	六月末日
其他	大同信託	昭和三年三月	信託業	3,000	3,000	—	—	—	—	—	六月末日
計				33,000	36,700	5,156	110,933	—	—	—	三月末日

金融

金融機關 現在慶州郡に於ける金融機關としては、慶州邑内に慶尙合同銀行慶州支店があり、慶州邑は勿論、郡内各面に亙りて相當額の貸付をなし居り、また甘浦漁業組合及び陽南漁業組合は地方漁業者、乾川産業組合は農業者に對する金融をも行つて居るが、何と云つても、本郡金融機關として最も大なる働きをなして居るものは金融組合である。金融組合は慶州・慶州東部・安康・乾川・甘浦の五箇所にあり、四千九百十一人の組合員を擁し、出資金額四萬三千七百六十八圓、積立金七萬六千五百九十七圓、預金口數一萬九千六百五十九口に上り、預金額六十一萬二千八百四十三圓に達して居る。

貸付狀況

今本郡内金融機關別の貸付狀況を示すと次の如くなつて居る。

金融機關別貸付狀況 (昭和七年三月末)

金融機關	邑面別	貸付總額	貸付總數	貸付先職業別					
				農業	商業	漁業	其他	計	
慶州金融組合	慶州邑	8,750.96	25	18	—	—	—	—	18
同	内南面	2,552.12	2	—	—	—	—	—	2
同	見谷面	17,552.64	10	10	—	—	—	—	10
計		28,855.72	37	28	—	—	—	—	28
慶州東部金融組合		1,200.00	6	6	—	—	—	—	6
安東金融組合	江西面	11,762.80	6	6	—	—	—	—	6
同	江東面	7,316.73	3	3	—	—	—	—	3
計		18,979.53	9	9	—	—	—	—	9
甘浦金融組合	陽南面	7,876.60	5	5	—	—	—	—	5
同	陽北面	10,133.36	7	7	—	—	—	—	7
計		17,909.96	12	12	—	—	—	—	12
甘浦金融組合陽南支所		7,076.60	5	5	—	—	—	—	5
甘浦漁業組合		00,000.00	—	—	—	—	—	—	—
計		00,000.00	—	—	—	—	—	—	—

百三十七結と誌して居るが、現在に於ける財政の状態を示すと次の如くなつて居る。

國稅及地方稅收入

國稅及驛屯土收入 (昭和六年度末現在)	
地稅	一四、一六
所得稅	一、四二
營業稅	三、九〇
鑛稅	一、五五
酒稅	六、七六
驛屯土收入	六
驛屯土拂下代	五三
計	三九、六九

地方費收入	
地稅附加稅	二五、七五
戶稅	四、九五
屠場及屠畜稅	三、六六
漁業稅	二、〇四
車輛稅	四、三三
不動產取得稅	三、二七
所得稅附加稅	三九
計	四一、一七

邑面財政

邑面經費 (昭和七年度豫算)

邑面名	邑面稅	財產收入	使用料	手数料	補助金	其他	計
陽北面	三、一七	七七	一〇〇	二二	二四	七、八四	二一、四二
陽南面	六、六八	五四	—	—	—	—	一〇、二二
外東面	一、三三	八〇	—	—	—	—	九、三三
内南面	一〇、六四	六八	—	—	—	—	一一、三二
山内面	六、五一	一、三三	—	—	—	—	七、八四
西谷面	一四、〇六	一、〇六	—	—	—	—	一五、一二
見谷面	六、一五	二六	—	—	—	—	七、四一
江西面	三、四六	四六	—	—	—	—	四、九二
江東面	九、一〇	五九	—	—	—	—	一〇、六九
江北面	七、七三	一、三三	—	—	—	—	九、〇六
計	一三、〇〇	八、七九	四、六八	二、五七	二、一六	七、六七	二五、一三

一、歲入

邑面名	給與	事務所費	土木費	勸業費	衛生費	基本財産造成費	其他	計
陽北面	八、八三	一、七五	一、四八	一、四六	一、四〇	七、七〇	七、七〇	二二、〇二
陽東面	七、一三	二、〇〇	〇	二、三三	二、三三	一、一〇	二、三三	一五、四六
慶州邑	二、九六	三、六三	二、九七	四、四四	五、二〇	三、九七	五、八〇	二九、三三
計	一、九七	五、七四	四、四六	九、二三	九、〇三	一、一七	一五、八三	五〇、九

七、經濟事情

生活状態調査

小學校費	一、一五六	六、五三一	二、九八九	一、六八四	一、九六九
寄宿所費	三五六	一、〇〇〇	六二二	一、九六九	一、九六九
校地擴張費	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六二二	一、九六九	一、九六九
建築費	一〇一	二五	五五	三六	三七二
基本財産造成費	一〇一	二五	五五	三六	三七二
積立金	五〇一	二五	五五	三六	三七二
財産管理費	一一〇	五八	二六	一	一
國庫納金	四五	二八	一四	八	九
雜支金	六一九	五六二	一五六	五〇	四〇
豫備費	一	五〇	一	一	一
給與金	一六、二〇一	九、六六五	四、一二五	一、九四二	二、五六六
計					

學校費

學校費は賦課金、使用料、補助金、財産收入及び其の他の収入を以て財源とするものであるが、昭和七年度豫算總額十一萬四千八百四十一圓中、補助金の五萬四千八百七十三圓が最も多く、賦課金二萬八千五百四十圓、使用料及手数料一萬九千三百三十七圓、繰越金一萬九百九十四圓等の順序となつて居る。

公立普通學校費

賦課金	二八、五四〇
使用料及手数料	一九、一三七
財産收入	六〇七
繰越金	一〇、九九四
補助金	五四、八七三
寄附金	二〇
過年度收入	三〇五
雜收入	三六五
計	一一四、八四一

評議會費	四五〇
普通學校費	九三、〇二三
基本財産造成費	五〇〇
財産管理費	九二五
國庫納金	四八八
學校費取扱費	三、一六三
學校建築費	四、二二二
修繕費	四、九〇〇
工事監督費	一〇〇
設備費	三五〇
實習費	二、二三八
雜支費	四八一
豫備費	三、九九一
新營費	一〇
計	一一四、八四一

郷校財産

七、經濟事情

生活状態調査

郷校財産調

五一六

科	歳入		歳出	
	日	豫算額	日	豫算額
財産収入	一、七二五		文廟費	六四八
雑収入	三六		地方費教化費	三九八
繰入金	一一〇		基本財産造成費	五〇
			財産管理費	六〇三
			事務費	七四
			雑支出	九八
計	一、八七一		計	一、八七一

水利組合 既設の普門水利組合に、目下施工中に係る西面及び安康水利組合を合して計三あり、何れも灌漑排水を以て目的とするものである。

組合名	設立年月日	蒙利面積	工費額
普門	大正十年四月十日	三△町	三、三三七
西面	昭和六年一月三日	一〇〇	五、五〇〇
安康	昭和五年七月三日	一〇五〇	八、六〇〇

事業前後の收支計算 (段當)

組合名	事業前				事業後			
	収入額	支出額	差引利益額	賣買價額	収入額	支出額	差引利益額	賣買價額
普門	三〇・〇〇	一三・三九	一六・六一	三〇・〇〇	四〇・六一	一五・九八	二四・三三	二〇・〇〇
西面	三・六〇	三・三〇	△・三〇	一〇・〇〇	四三・〇〇	三・六〇	三九・四〇	一〇・〇〇
安康	三三・〇〇	一三・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	四一・四三	一八・七三	二三・七〇	一四・〇〇

昭和七年度豫算額

科	歳入			歳出		
	普門水利組合	西面水利組合	安康水利組合	普門水利組合	西面水利組合	安康水利組合
組合費	七、三三七	四、五二七	三、三〇〇	二、三六七	七、一三三	九、四三六
使用料及手数料	一〇	一〇	一	四六	一、〇四〇	二、九六六
財産より生ずる収入	六六	一	三九五	一五	三六	一一
雑収入	三、〇七〇	一	九八六	三三	一	一一
繰入金	一、〇〇〇	一、八八八	六、〇〇〇	六	△	四、八八八
補助金	一	三、四〇一	五、〇〇〇	四、九六六	四、七三三	三、四七三
組借金	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	三、一〇六	一
過年度収入	三三	一	一	開審工費	三、八六六	三、七三三
七、經濟事情				開審調査費	五、一七	

生活狀態調查

二、會議費	一五〇
三、事業費	一〇、九七一
人件費	八、九五八
講習講話會費	一五〇
宣傳費	一五〇
視察費	三五〇
共同購入費	五〇
表彰費	一〇〇
病蟲害驅除費	三八〇
指導員費	一三八

郡農會

種子採取費	五二〇
記念植林費	一〇〇
雜費	七〇
四、基本財産費	一〇〇
五、組合費取扱費	三九七
六、聯合會費	三九七
七、雜支	一二〇
八、豫備費	七〇六
九、臨時部報	三、六一九

歲入	三三、五七一圓
歲出	三三、五七一圓
內譯	
一、事務費	三、三五〇
二、會議費	二二三
三、事業費	二六、八一

內、技術員費	九、一二三
農業費	一一、三八一
蠶業費	四、四八二
副業其他	一、八二五
副業其他	一〇〇
四、基本財産費	一〇〇
五、會費取扱費	六六
植栽獎勵費其他	

六、道農會費	一、一〇〇
七、雜支	二〇七

八、豫備費	九七三
九、其他臨時部	二〇一

畜産同業組合

歲入	三三、〇四七圓
歲出	三三、〇四七圓
內譯	
一、事務費	二、三二一
二、事業費	一九、八七二
內、人件費	四、〇六七
養鶏改良費	五一八
增殖費	四、九六〇
種牛費	四、九六〇
飼料改良費	一三〇

畜牛増殖費	三、〇五五
仲介費	四、二一四
養豚改良費	三九〇
衛生費	八一八
其他	一、七二〇
三、借入金	七、二八五
四、豫備金	一、一〇〇
五、其他	二、三六九

勤農共済組合

陽南面	組合數	員數	資金總額	貸付金	回收金	利子額	同收額	未收額	全額	人員
七、經濟事情	四	一三〇	二、八〇〇.〇〇	二、〇〇〇.〇〇	一五〇.〇〇	六三.〇〇	三三.八七	三三.三三	五九、六六	一一〇
										五二二

三月末現在貸付狀況

組合員貯金

生活状態調査

外東面	四	110	2,833.00	2,110.00	—	6.45	6.45	—	539.33	6
見谷面	四	33	2,257.66	2,000.00	—	4.83	4.83	—	466.00	29
川北面	四	33	2,444.00	2,477.00	203.00	6.89	6.89	—	504.8	13
計										

五二二

納税成績

昭和六年度地方税徴収状況 (昭和七年三月末日現在)

科 目	調定済額		収入済額		欠損額		未収入額		収入歩合	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
地稅附加稅	16,206.06	—	12,797.75	—	—	—	4,408.31	—	0.98	—
所得稅附加稅	39.98	—	39.98	—	—	—	—	—	1.00	—
戶稅	46,097.93	—	45,958.84	—	—	—	—	—	0.99	—
屠畜稅	3,678.00	—	3,678.00	—	—	—	—	—	1.00	—
漁業稅	2,006.45	—	2,006.45	—	—	—	—	—	1.00	—
車輛稅	4,436.75	—	4,436.75	—	—	—	—	—	1.00	—
不動産取得稅	13,437.15	—	13,177.41	—	—	—	—	—	0.98	—
地方稅計	16,147.06	—	15,105.93	—	—	—	—	—	0.93	—
河川收入	1,100.99	—	1,191.33	—	—	—	—	—	1.07	—
過年度收入	1,433.33	—	1,133.99	—	—	—	—	—	0.79	—

租稅・公課金の昭和六年度に於ける滞納状況

種 別	滞 納		納付又は収入		欠 損		繰 越	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
國稅	9	3,803.58	9	3,766.66	—	36.92	—	—
地方稅	3,257	5,284.98	2,676	4,336.76	681	1,000.11	40	7,017.3
面方稅	2,764	4,666.85	2,077	3,777.71	687	889.14	563	866.98
學校費	1,145	791.83	853	633.66	292	158.17	3	25.51
學校組合費	573	2,473.93	551	1,633.66	22	840.27	19	790.19
罰科金及び處分費	—	—	—	—	—	—	—	—

稅 目	罰 金		科 料		計		處 分 費
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
酒稅	1,192.00	—	1,344.00	—	2,536.00	—	186.00
煙草耕作稅	29,200.00	—	33,339.00	—	62,539.00	—	—
印紙稅	248.00	—	357.00	—	605.00	—	—
計	31,640.00	—	35,040.00	—	66,680.00	—	186.00

七、經濟事情

五二三

八家計調査

八、家計調査

本郡に於ける生活状態を見るに當り、大體これを上流・中流・下流の三階級に分つと、上流家庭に於ける九人家族の一箇年間の生活費總額は二千二百九圓となつて居り、これが内譯を示せば、主食物費三百二十圓、副食物費二百圓、衣服費二百圓、交際費二百四十圓、祭典及び儀式費百八十圓、雜費千百五十圓にして、中流家庭に於ける七人家族の生活費總額は六百三十八圓で、内二百圓主食物費、副食物費六十圓、衣服費百圓、交際費四十圓、雜費百五十八圓、下流家庭に於ける五人家族の生活費總額は百六十一圓にして、内主食物費百八圓、副食物費十二圓、衣服費十五圓、交際費三圓、祭典及び儀式費五圓、雜費十八圓となつて居る。

經濟更生五箇年計畫樹立農家の基本調査

農山漁村の振興に關しては、今や朝鮮全道を擧げてその實現を急いで居るが、慶州郡に於ても、これが爲めに、郡・面及び農山漁村振興組合の指導能率並びに部落状態を稽へて、指導部落を設置し、確實なる實績を擧げて範を示し、これを原動力として他部落の自覺自奮を促さんとして居るが、この更生計畫の參

考資料として農家各戸の基本調査を施行し、以てその現狀を明かにしたのである。次に掲げたのは即ち右
 經濟更生五箇年計畫基本調査の概括表で、農家の氏名、能力數、現金狀況、負債狀況、食糧不足の數量、
 種別、勞力狀況、及び家畜數を示して居り、これにより本地方一般農家の實狀は大體察知することが出來
 ると思ふ。

基本調査の結果表

内 東 面

農家氏名	現金狀況			負債狀況		食糧不足數量	種別	勞力狀況		家畜數
	收入額	支出額	差引額	總額	利率			借入先	現勞力	
吳秉哲	三九〇	三六八・九〇	二一・一〇	四〇〇・〇〇	日三錢八	金組	自給	五八・九一、〇五五・七	五八・六八	牛一
吳秉吳	二二	一八〇・〇〇	一七九・七八	—	—	同	—	二九・七九、六三・九	三〇・〇〇	雞三
朴永華	三八	一〇〇・四〇	六六・〇〇	一〇七・〇〇	年三割	個人	一石七斗	四七・九一、〇五五・九	六三・七〇	同七
朴重和	三八	六八・九	一・七	一〇〇・八〇	九圓 月三分	個人	三石七斗	四七・五六、一〇五五・九	六三・九三	牛一
朴碩尹	三一	五九・五〇	八六・九	一七・九	年三割	個人	三石八斗	四一・五、八六・八	四六・七	牛三

李錫呼	三八	一七八・五	一七・七七	六・〇	八〇・〇〇	同	個人	三石	三四・二一、〇五五・九	七三・七七	同	
吳秉祐	六三	三三三・五	四四・一九	三三・〇〇	七〇〇	同	個人	自給	六五・九一、八五五・九	一、〇九〇・〇	牛一	
吳秉機	四八	七〇・〇〇	九五・三〇	二三・三〇	一四九〇〇	同	個人	一石五斗	四五・〇二、〇五五・九	六四・〇七	牛一	
吳德祥	二八	二四・九	三三・九	一九・七	—	同	—	五〇・〇〇、七六・九	三三・九	雞三		
金方佑	四〇	一四八・〇〇	一五七・七	九・七	一六二〇〇	年三割五	個人	一石五斗	四五・八一、三九〇	六七・三	牛二	
吳秉和	五〇	一五八・一〇	一五〇・八七	五・二三	二〇・〇〇	無利	個人	自給	五五・九一、五五五・二	一、〇九三・三	牛二	
吳寅祥	二六	二〇・三	二二・八	二・五	—	—	—	二五・六七、七七・八	四七・一	—		
朴尙出	一八	一五・三〇	一四・五	二・九	七〇〇	月二分	個人	四斗五升	三三・三	四六・四	一〇・三	牛一
金五得	一八	三三・三	三三・七	二・三	五〇・〇〇	年三割	個人	自給	三三・八	四六・四	七・六	雞四
許萬中	一八	四三・六	七〇・七	二六・一	三〇・〇〇	年三割	個人	一石四斗	三三・八	四六・四	三三・六	—
朴文甲	一五	三〇・一五	二八・三	一・八	—	—	—	一七・九	三三・五	三三・六	—	
吳秉河	二二	五・七五	六五・四	一三・四九	—	—	—	四〇・九六	六七・九	三八・三	牛一	
朴壽大	二二	五・五三	六三・三	一八・〇	六二・七	年三割	個人	二石八斗	二五・二	六七・九	七・七	雞七

八、家計調査

生活狀態調查

孫高柱	一九	五・五元	六・七	△	一・元	10.00	同	個人	五斗	大麥	二八・八	四九・七	二六・九	—
吳奉熙	一八	三・五〇	四・三	△	六・六	二・〇〇	同	個人	五升四斗	大麥	三〇・一	四六・四	三七・三	雞一
吳尙鉉	一八	四・七二	五・五	△	三・四	元〇〇	年三割	個人	二石四斗	大麥	二七・九	四六・四	一五・五	—

備考 吳秉哲 舊依整理 吳秉祐 不足現金は前年土地賣却金を以て支出 金五得 土地買取の爲不足金多し

外東面

農家氏名	能力	現金狀況			負債狀況			食糧不足數量	種別	勞力狀況			家畜數	
		收入額	支出額	差引額	總額	利率	借入先			現勞計	加勞計	所在勞計		
金洙煥	六〇	五二・八〇	四六・五〇	過二五・三〇	五五・〇〇	年三割	個人	—	—	—	七・七	四一・八	二二・三	雞一
李守千	一八	五・六〇	四・六	同	10.00	同	同	二斗	麥	—	二六・一	四九・六	一九・七	雞一
金學煥	二四	二九・三〇	三〇・七	過一・三	13.00	同	同	三石	同	—	五・五	六六・八	三二・四	雞一
崔海弼	二八	三三・五〇	三三・〇	不足五・五	11.00	同	同	同	同	—	五・七	七四・三	三三・五	雞一
金武憲	四六	三五・〇〇	三五・七	不足九・三	九・〇〇	同	同	同	同	—	四・九	七六・一	三三・二	雞一
李植培	四〇	三五・七〇	三五・四	不足三・七	六・〇〇	同	同	同	同	—	七・一	四〇・三	一四・四	雞一

李圭毅	二四	八七・10	一六・八	四九・七	四五・〇〇	同	同	同	同	—	二四・九	七〇・七	六七・四	四八・三	豚一
崔雲永	一八	101・七	101・六	元	二〇・〇〇	年三割	同	同	同	—	三三・七	四三・八	二〇・九	雞一	
崔載出	三五	四四・10	四六・六	不足二・五	10.00	年三割	個人	一石	麥	—	四〇・六	九四・五	五三・三	雞一	
崔錫大	二五	一七・三	一三・六	過三・六	六・〇〇	年三割	個人	一石六斗	麥	—	四六・三	六八・五	三三・五	雞一	
金武虎	二六	四五・五〇	三九・九	同	—	—	同	同	同	—	二七・三	七八・〇	四一・三	雞一	
洪元石	一四	五二・五	四六・八	過六・七	—	—	同	同	同	—	三三・五	三三・四	二七・八	雞一	
安興萬	三〇	二五・六〇	10.00	同	三〇・〇〇	年三割	個人	八石五斗	麥	—	三六・四	八三・〇	四六・五	雞一	
崔明教	五二	五〇・八	六〇・九	不足一〇・九	10.00	年三割	個人	二石	同	—	七五・六	一五〇・一	七九・四	雞一	
李云守	三六	八・五	六・六	同	一四・〇〇	年三割	個人	二石	同	—	四六・三	九七・六	五三・六	雞一	
崔龍壽	三〇	一三・一	一五・七	同	一六・〇〇	同	同	—	—	—	四二・四	八五・〇	四三・九	雞一	
朴聖男	三八	一八・五	一四・七	過四・七	七・五〇	同	同	一石	麥	—	四九・三	100・八	六二・六	雞一	
李圭甲	四七	100・六	100・七	同	四五・〇〇	年三割	同	一斗	大豆	—	五二・三	133・七	八二・六	雞一	
姜貴業	三三	七五・〇	七三・六	不足一・六	三〇・〇〇	同	同	四斗	同	—	三四・五	六九・六	三九・八	雞一	

八、家計調査

生活狀態調查

五三〇

金斗泳	一八	一〇〇・七〇	二七・五〇	同	六・〇〇	年三二割	同	一石二斗	麥	一六・〇〇	四一・八	三三・七六	狗一
內南面								一四斗	白米				

農家氏名	能力數	現金狀況			負債狀況		食糧不足數量	種類	勞力狀況		家畜數		
		收入額	支出額	差引額	總額	利率			借入先	現勞力		所在勞力	
崔鉉俊	一八	一九七・三	二九・〇〇	過六・六	二六・〇〇	三錢八厘	金組	—	—	二四〇・三	四〇・四	三六・一	—
崔鉉晟	二二	五八・〇	八九・九	不三・六	〇〇・〇〇	年三割	個人	—	—	一五八・二	五七・八	六九・六	犬一
姜丁伯	一八	五三・〇〇	九四・七五	四一・七五	〇〇・〇〇	同	同	一〇〇	粳	二九・五	四四・八	一三・二	犬一
李伊根	三七	一三〇・〇〇	一〇一・五五	二八・四五	四〇・〇〇	年四割	同	一〇〇	麥	三九・九	九五・六	六四・七	犬一
崔壽馥	二九	二〇〇・〇〇	二五・五	五・六五	五〇・〇〇	同	同	一〇〇	麥	二五〇・三	七八・九	五八・六	—
崔相夏	五六	一三三・〇〇	三〇・〇〇	九七・〇	七〇・〇〇	日八厘	金組	—	—	五五〇・三	一六五・九	一四一・六	牛一
崔相宅	一八	五〇・〇〇	六・七	二一・七	〇〇・〇〇	同	同	—	—	三四・六	四三・四	二七・八	犬一
崔海台	三一	八七・〇〇	一四四・五	六七・四五	六〇・〇〇	同	同	—	—	二八九・五	五三・二	二四三・七	犬一

崔明植	二六	三・五	七・三	四三・七五	六〇・〇〇	同	同	—	—	四〇五・八	六四・八	二四一・〇	牛一
崔憲植	四〇	一〇六・四〇	八四・七	過二〇・三	七〇・〇〇	日八厘	金組	—	—	四七五・五	一〇六・六	五八九・五	牛一
崔貞植	三一	一一・二	五五・四	四三・二	四六・〇〇	年四割	個人	三〇〇	麥	三九五	七九・六	四七・一	雞三
崔鉉登	三九	四九五・〇〇	六五・三	一三・六	五〇〇・〇〇	年九割	金組	—	—	五八四・四	一三三・四	五六四・五	牛一
崔相鶴	三五	八五・四	一〇八・七	一九・〇	一六〇・〇〇	年三割	個人	二〇〇	粳	二四七・五	九七・五	七五・〇	犬一
崔鉉明	二三	三〇四・五	一〇九・五	七五・〇	三〇〇・〇〇	同	同	七〇〇	麥	三三三・九	五六・四	二二六	犬一
崔快慶	一八	七〇・〇	五六一・六	一八・六	一〇〇・〇〇	同	同	五〇〇	同	二五三・五	四四・八	一九・三	雞六
崔鉉信	五〇	一〇〇・〇〇	一九八・八	過五・三	八〇・〇〇	同	同	—	—	三九九・七	一九五・〇	九九五・三	牛一
崔海天	二八	七四・〇〇	六九	二九	三三三・〇〇	同	同	二〇〇	麥	三五八・〇	七〇・四	三三三・四	犬一
崔聖植	二六	五三・〇	六一・〇	三三・〇〇	七〇・〇〇	同	同	一〇〇	粳	一八五・五	七三六・六	五三三・一	—
崔海觀	三〇	六五・六〇	一〇七・四九	四一・八九	二〇〇・〇〇	同	同	五〇	大豆	三九三・六	七三三・〇	三三三・〇	犬一

八、家計調查

五三一

男	一〇一歳	一五一歳	一七一歳	一九一歳	五一歳	五六歳	六一歳
女	〇三	〇五	〇八	一〇	〇九	〇八	〇七
男	〇二	〇四	〇六	〇八	〇七	〇六	〇五

勤農共済組合基本調査

左記の勤農共済組合基本調査は、昭和七年春、郡職員が自ら内南面栗里に出張し、同部落二十九戸の細小農家に就き、前年中の事實を調査したものである。而してこの調査要綱は、家族の状態、資産及負債、耕地、家計状態、生計費、收支對照であるが、更に(一)家族の状態に於ては、世帯上の地位、男女別、年齢、勞働能力、勞働要目(主業・副業)、教育程度を、(二)資産及負債に於ては、資産見積(土地・建物・動物・植物・農具・家具・現金・現物)と負債(現金・現物・小農生業資金)を、(三)耕地に於ては、地目、所有地、小作地、小作料を、(四)家計状態に於ては、本業収入・副業収入・財産収入及雜収入・生計費を明かならしめ、以て最後に(五)收支對照を掲げて居る。

先づこの調査の總括表を掲げて見ると次の如くなつて居る。

勤農共済組合基本調査總括表

組合員	家族数	資産見積額	負債見積額	耕作面積	年收見積額		生計費		同上收支差引額
					本業	副業	公費	本業費	
一	一人	100.00	10.00	0.7	12.00	1.00	1.00	1.00	8.00
二	一人	105.92	55.00	0.10	7.00	2.00	1.00	1.00	3.00
三	一人	85.80	55.00	1.00	6.00	3.00	2.00	2.00	1.00
四	二人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
五	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
六	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
七	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
八	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
九	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十一	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十二	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十三	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十四	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十五	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00
十六	一人	102.00	30.00	0.15	6.00	3.00	1.00	1.00	2.00

八、家計調査

生活狀態調査

計

借入金 金額 八〇・〇〇

利息 六・〇〇(年利率七分五厘)

五四二

三九四・五〇

三、生活費

現金を以て購入すべきもの

- 1. 衣服費 五〇圓
- 2. 住宅費 三〇圓
- 3. 食費 三六〇圓
- 4. 生活日用雜物費 一一〇圓
- 5. 其他 八〇圓

計 六三〇圓

四、收支一覽表

收入		支出	
項目	金額	項目	金額
農産額(粃)	六〇〇・〇〇	生活費	六三〇・〇〇
同(麥)	一一〇・〇〇	營業費	一一〇・〇〇
同(其他)	一〇〇・〇〇	公課金	八・五六
勞銀	一二〇・〇〇	雇人費	七〇・〇〇
計	九四〇・〇〇	借金利息	六・〇〇
差引	一〇五・四四	計	八三四・五六

江西面楊月里一三三四番地

第一期指導生

李

鍾

一、家族員數

父母妹一人 計四人

二、財產調

不動產 未詳

仁洞里

五九七坪

單價

〇・三〇

時價 一七九・一〇

田 林

楊月里

一〇〇同

一五

一五・〇〇

家屋 同

家畜類

一棟

一

五〇・〇〇

其他

家畜類

一

一

二九四・一〇

借入金

金融組合 金額 二三五・〇〇

其他一般 同 一〇〇・〇〇

利息 二〇・四〇(年利率一割三分)

三割

三、生活費

現金を以て購入すべきもの

八、家計調査

五四三

生活狀態調查

- 1. 衣服費 一〇圓
- 2. 住宅費 二圓
- 3. 食費 二〇圓
- 4. 生活日用雜物費 三〇圓
- 5. 其他 五圓

五四四

四、收支一覽表

收 入		支 出	
項目	金額	項目	金額
農產額(粃)	一二〇.〇〇	生活費	六七.〇〇
同(麥)		營業費	五〇.〇〇
同(其他)		公課金	六.九〇
勞同銀	二〇.〇〇	雇人費	
計	一四〇.〇〇	借金利息	二三.四〇
差引不足	七.三〇	計	一四七.三〇

江西面山堡里一六四六番地 第一期指導生 李 浩 彬

一、家族員數

父母 兄弟 姉一人 其他三人 下男女二人 計九人

二、財產調查

不動產	約八〇圓	單價	時價
水田	山堡里	二、三〇〇坪	〇.二〇
田	同	一、八〇〇同	〇.一〇
山林	なし		
山	山堡里	二一五坪	〇.一四
屋敷	同	四棟	
家屋	同	牛一頭	
其他			
計			二二〇.〇〇

借 金	金額	利息
金融組合	一五〇.〇〇	一三.九〇(年利率九分三厘)
其他一般	一〇〇.〇〇	一七.〇〇(同 一割五分)

三、生活費

- 現金を以て購入すべきもの
- 1. 衣服費 五〇圓
- 2. 住宅費 八圓
- 3. 食費 二五圓
- 4. 生活日用雜物費 四五圓
- 5. 其他

四、收支一覽表

八、家計調査

五四五